

会

報



贈呈
'99

第147号

〔特集／座談会〕

最高裁総務局・人事局各課長，参事官を囲む座談会…………… 2

〔講演〕

書記官は裁判官のパートナーたり得るか……………上野 精…………… 35

〔実務研究／民事〕

予告登記の抹消について……………小林 智人…………… 51

〔実務研究／刑事〕

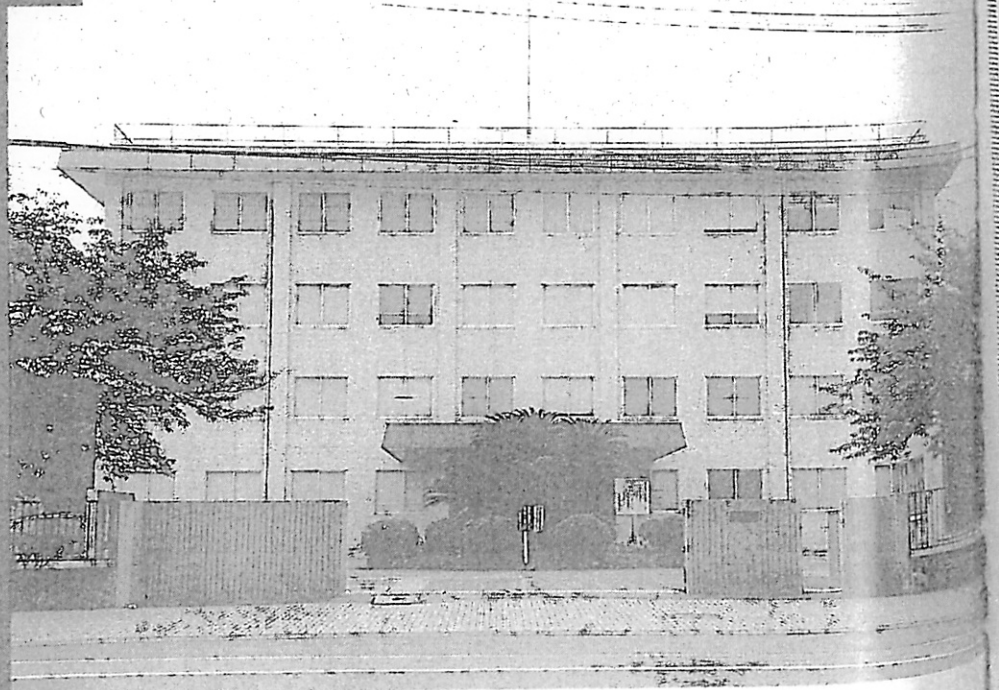
刑事事件の進行管理事務勉強会報告（その1）
……………名古屋高等裁判所刑事進行管理勉強会…………… 67

〔実務研究／刑事〕

「刑事研究部」というタスキを引き継いで……………谷川 義博…………… 81

〔本部と支部との交流会だより〕

高松・仙台・広島・福岡・札幌・大阪・名古屋・東京各高裁管内…………… 161



福岡地・家裁久留米支部庁舎

全国裁判所書記官協議会

全国書協会報〔季刊〕第147号

目 次

〔巻頭言〕	随念札幌高裁地区支部長	1
〔特集／座談会〕		
最高裁総務局・人事局各課長，参事官を囲む座談会		2
〔講演〕		
書記官は裁判官のパートナーたり得るか	上野 精	35
〔実務研究／民事〕		
予告登記の抹消について	小林 智人	51
〔実務研究／刑事〕		
刑事事件の進行管理事務勉強会報告（その1）	名古屋高等裁判所刑事進行管理勉強会	67
〔実務研究／刑事〕		
「刑事研究部」というタスキを引き継いで	谷川 義博	89
〔本部と支部との交流会だより〕	高松・仙台・広島・福岡・札幌・大阪・名古屋・東京各高裁管内	111

本部だより	127	<編集手帖カット文字>の解説	小林保佳	159
会報等在庫案内	129			
支部役員名簿	34	<俳句>かすみ俳句会		128
判例要旨紹介				
民事—最高裁判所判例要旨（平成10年3月10日～4月30日）				145
刑事—最高裁判所判例要旨（平成10年3月12日～4月21日）				148
下級裁判所判例要旨（平成10年1月12日～3月30日）				149
家事—最高裁判所判例要旨（平成10年7月14日～7月17日）				156
下級裁判所判例要旨（平成10年7月3日～10月21日）				157
		《巻頭言カット	後藤三男（元千葉地裁）	
		《編集手帖カット	小林保佳（元長野地裁）	

とき
ところ

平成11年5月28日
グランドアーク半蔵門

各課長、参事官を囲む

マ - テ

- 一 書記官の給与上の諸問題について
 - 1 平成一年度の級別定数、特に書記官の格付け関係
- 二 職員制度問題の検討状況等について
 - 1 民事モデル部、刑事研究部、家裁研究係及び簡裁研究係の展開及び研究の状況
 - 2 録音反訳方式の現状と展望
 - 3 速記官からの転官について
- 三 民事訴訟法における新制度の活用状況と展望について
 - 1 新民事訴訟法と書記官事務の関係
 - 2 少額訴訟手続及び支払督促手続における書記官事務の現状等について
- 四 書記官の任用上の諸問題について
 - 1 書記官の任用政策について
- 五 女性書記官の増加に伴う課題について
 - 1 産前産後休暇、育児休業制度における代替要員の確保について
- 六 書記官の研修等に関する諸問題について
 - 1 書記官研修の内容
 - 2 在外研究の現状と今後の方針等
 - 七 O Aシステムの活用等について
 - 1 O Aシステムに関する今後の展望
- 八 書記官事務に関する最近の動向等について
 - 1 倒産法制の見直しに関する最近の動向
 - 2 執行・破産事件の増加に伴う書記官事務の対応状況
 - 3 成年後見制度及び少年法改正をめぐる最近の動向
 - 4 刑事、家事及び少年事件の各書記官事務の状況等
- 九 書記官事務の改善等について
 - 1 裁判関係文書のA判横書き化の検討状況
 - 2 民事事件、行政事件及び家事事件に関する文書の契印の取扱い
 - 3 裁判用能率器具等の配布状況及び配布予定
 - 4 執務資料等の刊行予定及び計画
 - 一〇 その他
 - 1 セクシュアル・ハラスメントをめぐる問題点について

青野総務部長 本日は、お忙しい中を全国裁判 へいただきます。

所書記官協議会のために時間を割いていただきましてありがとうございます。ただ今から、総務局・人事局の各課長、参事官を囲む座談会を始めさせていただきます。初めに、当協議会の櫻井会長がごあいさつを申し上げます。

櫻井会長 総務局及び人事局の課長、参事官に

おられましたは、御多忙中のところ、全国書協と

特集／座談会

最高裁総務局・人事局

人事局の各課長、参事官を囲む座談会を始めさせ

櫻井会長 総務局及び人事局の課長、参事官に

おかれましては、御多忙中のところ、全国書協との座談会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、当局におかれましては、平素から書記官制度、書記官の在り方、あるいは処遇などについて、種々御配慮、御尽力をいただいておりますことに対して、厚くお礼を申し上げます。

私どもの協議会は、全国の会員が書記官事務の在り方を研究し、実務能力の向上や法律専門職としての品位、識見を高揚し、併せて書記官制度の充実、発展を図っていくことを目的として発足したものであります。それはまた、適正で迅速な裁判の実現にも寄与するものと考えているわけであり、協議会の具体的な活動状況や成果については、全国書協会報その他で御存じのことと思

ます。

この座談会も、私ども会員が書記官事務に関する最近の状況、書記官制度をはじめとする職員制度の動向、任用・給与上の諸問題などについて、当局の方針や施策、その考え方などの正しい情報を得て、今後の協議会の活動の参考にしたいということで毎年お願いしているもので、会員が将来の書記官制度を展望し、あるいは書記官事務の在り方を見直す機会とするなど、書記官にとって大変有意義なものとなっております。また、その内容は会報を通じて、広く会員に提供し、今後の書記官事務の充実、発展のために役立てていきたいと考えております。

座談会のテーマは、多岐にわたっておりますが、いずれも会員をはじめとする書記官にとって関心

出席者

最高裁判所側

総務局第一課長	永野厚郎	野一郎	厚一郎
同第二・第三課長	畑増田	畑増田	畑増田
同参事官	山名	山名	山名
人事局給与課長	山中昌	山中昌	山中昌
同任用課長	畑中	畑中	畑中
同参事官			

書記官協議会側

会長	櫻井廣美	櫻井廣美	櫻井廣美
副会長	河野健	河野健	河野健
同事務局	後藤征	後藤征	後藤征
同総務部長	町野貞	町野貞	町野貞
同総務部長	青野隆	青野隆	青野隆
同経理部長	田中正	田中正	田中正
同企画調査部長	原直	原直	原直
同編集部	田中正	田中正	田中正

の高いものばかりでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

青野総務部長 それでは、これからの進行は、当協議会の原企画調査部長が担当しますので、よろしく願います。

原企画調査部長 企画調査部長の原でございます。これからの進行は、私が担当して、進めたいと思っておりますので、よろしく願います。早速ですが、お手元に配布させていただきましたテーマの順に進行させていただきます。

一 書記官の給与上の諸問題について

1 平成一一年度の級別定数、特に書記官の格付け関係

原企画調査部長 本年度も、級別定数、特に、書記官の格付け関係についてお聞かせください。

山名給与課長 書記職を中心とした級別定数の改定状況とその運用方針について、概要を説明することになります。

(1) 級別定数の改定状況



(山名給与課長)

級別定数の改定について、財政当局は、財政構造改革法は凍結となったが、総人件費極力抑制という方針は重要かつ緊急の課題になっているので、人件費を押し上げることになる級別定数の改定は原則としてゼロ査定であるという主張を折衝の都度繰り返してきました。とりわけ、裁判所については、前年度予算で行政庁の級別定数の切上げを厳しく抑制した中でも、適正迅速な裁判の実現に向けての一連の制度改革が円滑に進むことにも一定程度配慮して、先渡しの意味合いも含めて異例とも言える定数切上げを認めたところであるが、平成一一年度予算においては、裁判所も、国家の一機関として行政省庁並みに総人件費極力抑制の基本方針に協力すべきであると極めて厳しい調子で迫られたところがあります。

このような厳しい情勢ではありましたが、適正迅速な裁判の実現に向けての一連の制度改革はその緒についたばかりであり、これを実効的に推進し、定着させるためには、これまで以上に職員に対して職務に応じた適正な処遇を行う必要があることを強く主張することに加え、昨年以上に重点を絞って折衝に当たるなどの努力をした結果、裁判部門の充実強化という観点から極めて大きな成果を上げることができました。特に、六年連続での主任書記官の増設や、昨年実現した地裁主任書記官の九級切上げが続いて認められたことは意義

のあることと考えています。

ア 一級以上関係

平成一一年度は、地裁首席書記官一(前年度二)の一級切上げが認められました(一一級首席書記官一・地裁一〇〇ポスト中一八、家裁六三ポスト中九)。

なお、このほかに地裁事務局長についても一級格付けが認められました(一一級事務局長一・地裁五〇ポスト中二九、家裁五〇ポスト中一八)。

イ 一〇級関係

地・家裁首席書記官の一〇級定数の拡大についても引き続き努力した結果、平成一一年度は一(前年度三)の切上げが実現しました。この結果、地・家裁首席書記官合計一六三(一一級二二七、一〇級二八二、九級二五四)のうち一〇級以上は、一〇九(六六・九%)となりました。

さらに、大規模庁の地裁次席書記官について一〇級切上げ一(前年度一)が認められました。行政省庁において、一〇級は、地・家裁に相当する府県単位機関では「特に困難な事務を所掌する機関の長」についてのみ認められる高い格付けであり、裁判部門のナンバー2のポストである地裁次席書記官らついて一〇級の切上げが認められたということは、書記官の職務が高く評価された結果であり、大きな成果であると考えています。これで一〇級の地・家裁次席書記官は合計六となりま

一〇級を強く主張した結果、申す地裁に執行等の

した。

なお、このほかに地・家裁事務局次長についても一の切上げが認められました。

ウ 九級関係

九級切上げは、財政当局が査定方針の見直しを最も強く追ってきたところであり、最重点項目の一つとして折衝した結果、地・家裁次席書記官について三（前年度四）、地裁主任書記官（総括的立場の者）三（前年度二）の切上げを実現することができました。

前年度に九級切上げに成功した地裁主任書記官についても、厳しい折衝の結果、前年度実績を上回る切上げを実現することができ、これは書記職全体の官職評価の引上げという面からも大きな前進であると考えています。

以上の結果、地・家裁次席書記官については、一〇〇ポスト中七三（七三%）が九級以上に格付けられることになりました。

エ 八級以下関係

財政当局は、総人件費極力抑制という基本方針の下、先年までの大量退職に伴う職員の年齢構成の大幅な若返りを理由として、これまで以上に八級以下の各級についても強い姿勢で定数回収を求めてきました。これに対して、当局としては、少量退職期に入っていること、大量退職期を通じて空き定数が発生したときも厳格な定数管理を行っ

てきたこと、新民事訴訟法の施行を契機に書記官等の職責が著しく増大していることなどできる限りの主張をして防戦に努めたところであり、しかし、財政当局の姿勢はかつてないほど固く、緊迫した折衝が内示直前まで行われた結果、「平成一年度予算では時間切れにより回収なしとするが、平成二年度予算では最重点項目として継続検討する」という形で決着することができました。したがって、平成二年度予算では、財政当局がこれまでになく厳しい姿勢で臨んでくることは必至であり、定数回収を巡る情勢は全く予断を許さないと云わざるを得ません。

その他の官職、級については、八級こそ三（前年度六）と前年度を下回ったものの、七級については三三（前年度二七）、六級については二八（前年度二八）と前年度並み又はそれを上回る切上げを実現しました。

オ 官職増設関係

官職増設については、総人件費極力抑制という方針に抵触することを理由として、財政当局の姿勢はこれまでになく厳しいものがありました。とりわけ、次席書記官のような上位ポストの増設に対する財政当局の姿勢は、極めて厳しいものがありました。したがって、事件が増加し、また、複雑困難化する中で、より一層適正迅速な裁判を実現していくためには、裁判部の執務組織の整備が不可欠であ

ることを強く主張した結果、神戸地裁に執行等の特殊事件担当の次席書記官を一（九級格付け）、横浜家裁に家事・少年担当の次席書記官各一（八級格付け）を増設することが認められるという、異例とも言える大きな成果を上げることができました。

また、主任書記官増設については、前年度実績を上回る三二の増設を実現するという極めて大きな成果を上げることができました。

カ 定員振替関係

速記官から書記官への定員振替に当たっては、財政当局は、書記官の調整数や主任書記官の俸給の特別調整額との関係で、対当級で振り替えることは総人件費極力抑制の方針に抵触するという理由から、一定割合で切下げを行った上で級別定数のセットを行うべきであると強く求めてきました。これに対しては、適正迅速な裁判の実現に向けての一連の制度改革を円滑に推進するためには、定員振替に伴う級別定数の切下げには一切応じられないという強い姿勢で折衝を行った結果、前年度と同様、すべて対当級での振替が認められました。

(2) 昇格の運用

ア 九級以上について

九級以上の昇格の運用については、定数状況をにらみながら、庁の規模等に従って標準ポストを設定し、これに就いた者については、他との均衡

を考慮しながらも、できるだけ早い時期に昇格を実施しています。

イ 八級以下について

総人件費を極力抑制するという財政当局の方針を考慮すると、来年度以降の級別定数改定を巡る情勢は、より一層極めて厳しいものとなることは必至であり、昇格運用に当たって例年行っている今後の定数状況、職員構成等の予測、分析も厳しいものとならざるを得ないところでありますが、一連の制度改革が目指す適正迅速な裁判を実効的に実現していくためには、書記官のコートマネージャーとしての役割の拡大強化に期待するところが大きいこと、そして、増大する職責に応じた処遇を推進する必要があることを考慮して、平成一年度も前年度に引き続き処遇改善を行ったところであります。

原企画調査部長 書記官のヒラ八級発令の見通しについてお聞かせください。

山名給与課長

(1) 書記官全体の処遇について

書記官の給与上の処遇については、従来から書記官の法律専門職としての高度の専門性、職務の複雑困難性を最大限主張して、その改善に努めたところですが、新民事訴訟法の施行を契機とする適正迅速な裁判の実現に向けての一連の制度改革を推進するためには、その中心的な担い手

あり、職責が著しく増大している書記官について、より一層の処遇改善をより進める必要があると考えています。

ところで、書記官八級の実現に当たっては、書記官自身の官職評価の引上げが必要である上、主任書記官とのバランスが問題になるところでしたが、平成一〇年度に地裁主任書記官の九級格付けが認められたことは、書記官全体の官職評価の引上げの足掛かりができ、書記官八級実現に向けて一定程度の環境整備ができたところであります。

(2) ヒラ書記官八級実現の見通し

平成一一年度の予算折衝において、このような情勢を踏まえて、初めて書記官ヒラ八級について要求を行いました。財政当局の姿勢は予想していたよりもはるかに固く、財政当局から、八級は府県単位機関の困難な業務を所掌する課長の職務がようやく格付けられる職務の級であるところ、新民事訴訟法の施行に伴って書記官の職務の複雑困難性が増しているとはいえず、具体的にヒラ書記官の職務のどのような点について課長級の職務と言えるような職責の大幅な上積みがあったのか、また、裁判所は一方で主任書記官の増設要求を行っているが、仮にヒラ書記官が課長級の職責を担えるのであれば、主任書記官増設の必要性はないのではないかと考えたことについて厳しく追及され、その理解を得ることはできませんでした。

現在、折衝の経緯等を分析しているところですが、平成一二年予算においても、主任書記官の増設に与える影響等も慎重に見極めながら、書記官ヒラ八級の実現に向けて粘り強く要求していく考えであります。

二 職員制度問題の検討状況等について

1 民事モデル部、刑事研究部、家裁研究係及び簡裁研究係の展開及び研究の状況

原企画調査部長 平成一〇年度の民事モデル部の取組状況、刑事研究部、家裁研究係及び簡裁研究係の研究の状況やその成果の概要についてお聞かせください。特に、参事官室提言では、裁判官との密接な連携のもと、書記官のコートマネージャーとしての役割を拡大強化するとされておりますので、裁判官との協働及び書記官のコートマネージャーとしての役割の運用の現状と検討状況についてお聞かせください。

永野第一課長 平成八年三月に出された職員制度に関する人事局参事官室提言を受けて設置されたモデル部及び研究部、係は、それぞれの取組の進展状況に違いはあるものの、いずれも将来における職員構成の変化等をも視野に置きつつ、これからの書記官事務の在り方や裁判部の在り方等について具体的な検討を行うとともに、そこでの各種取組を部内に広く紹介することにより、事務改

する適正迅速な裁判の実現に向けての一連の制度改革を推進するためには、その中心的な担い手

ではないかと考えたこと、その理解を得ることはできませんでした。

種取組を部内に広く紹介することにより、事務改

善に役立てる、言わばパイロットプランとしての位置付けで進めてきたものであります。したがって、モデル部等以外の裁判部においても、モデル部等の取組のうち参考となるものについては、できるものから試みていただきたいと考えており、このような趣旨から、これまでもモデル部等の取組状況を広く情報提供をしてきたところですが、今後もしのようにしていきたいと考えています。

モデル部等の状況については、これまでも種々の機会に紹介してきていますが、裁判官との協働態勢及び書記官のコートマネージャーとしての役割の運用の現状等を中心として概況を述べさせていただきます。

① 民事モデル部

裁判官と書記官との間の協働態勢の形成を背景として、争点整理過程への関与を始めとして、訴訟運営等に対して、書記官が従前にも増して深みと広がりのある関与を行うようになっており、そのための様々な工夫が生み出されています。



(永野第一課長)

訴状審査の段階では、書記官による調査事務が従前にも増して意識的に行われるようになっており、調査結果に基づく補正や書証提出の促し等が積極的に行われています。第一回期日の指定においては、早期の期日指定が心掛けられるとともに、参考事項の聴取結果が活用されており、事件類型に応じた期日指定が行われています。

争点整理段階では、手続を終結する期日やその他重要な手続が行われる場合を中心に書記官が弁論準備手続期日等に立ち会っており、必要的記載事項のほか、争点等に関する合意や証拠調期日における人証の尋問の順序、尋問の時間等の訴訟進行に関する確認事項等が調書化されています。

さらに、書記官による争点整理案等の整理書面作成の試みが、ほとんどのモデル部で行われており、作成の時期、作成相当な事件類型、事件類型や段階に相応しい整理書面の種類、作成の効果等について現在検討が深められているところです。

人証調べの段階では、争点中心の訴訟運営や書記官のコートマネージメント事務の実践により、供述録取事務の面においても、証拠調べの時間の短縮や要領調書の作成の容易化等の好影響が生じており、書記官の事務量に占める供述録取事務の割合も減少傾向にあります。

このような書記官事務全般における活性化の背景には、訴訟運営の変化はもちろんのこと部内ミ

ティング等により、裁判官室と書記官室とのコミュニケーションを意識的に高めるとともに、部全体としての目標設定を行い、各職員が目標意識を持つて事務処理に当たるようにしていることが大きな要因になっていますが、このこととの関連において、書記官室全体のマネージメントや個々の書記官事務の指導等における主任書記官の役割やそのための事務処理態勢上の工夫も注目される場所です。

② 刑事研究部

これまで、形骸化の指摘のあった書記官の事前準備事務等について、裁判官との協働態勢の形成を背景に、書記官ができる限り早期に事件を振り分け、事件の個性に応じた効果的な事前準備事務を進めていくため、訴訟関係人からの情報収集の在り方が積極的に研究され、それに基づいて、自白事件については、例えば、審理の見込み時間をきめ細かく把握することで、弾力的で効率的な期日指定を行うなどの取組の工夫が深まってきています。また、更に進んで、否認事件のうち、特に多数回の開廷を要しない、いわゆる中規模否認事件について、書記官が積極的に争点を把握し、当事者の意見を調整して、審理計画の立案を試みたり、第一回公判期日から検察官側の証人尋問を実施できるような準備するなどして、これまで以上に書記官が積極的かつ能動的に事前準備事務等に取り

り組み、その結果を訴訟運営に反映させるなどの研究も行われています。

また、判決書の事前点検を始めとする判決書作成事務への関与や要旨調査の活用等の供述調書作成事務の在り方、調査事務の在り方について種々の試みがなされています。

③ 家庭裁判所研究係

家裁研究係のうち、家事研究係においては、特に、期日立会い、評議参加に関する基準や多彩な事前準備の方法論が検討されてきているほか、いかに書記官が調停事件に関与していくかという点に加えて、情報のキーステーションとしての役割を意識した関係職種との連携の在り方について、研究が深まってきています。また、少年研究係においては、法的調査事務及び進行管理事務の各在り方などを中心に、適正かつ迅速な審判の実現に役立つ様々なアイデアが生み出されています。担当事件全体を視野に入れた進行管理を行いつつ、日常的な事務処理をいかに効率的に行うかという点に加え、争点整理や証拠関係の整理方法等法的調査及び審判の円滑な進行の必要性が特に高いと思われる否認事件や多数共犯事件に関しても、研究が深まってきています。

さらに、管内各支部や関係職種へ研究成果を積極的にフィードバックしている庁や、研究係に指定されていない他の庁においても、研究成果を事

件処理要領に取り入れるなどの動きが見られ、全国的にも、研究成果が徐々に広がりつつあるところと見られます。

④ 簡易裁判所研究係

平成一〇年度には、比較的定型的な事件が大量に係属し、また、当事者に弁護士代理人が付かない場合も多いといった簡裁事件の特徴を踏まえて、事件処理の方針等について裁判官との協働態勢を築きながら、書記官事務の在り方、更には受付事務の充実や各係間の連携に重点を置いた事務処理態勢の在り方等を中心に研究が行われ、各庁において、その規模、事件数等を踏まえて様々な試みがなされました。

民事係では、事件を早期に手続のレールに乗せて効率的に処理するとの観点から、利用者への適切な手続教示を行うための受付相談等実施要領案の作成、受付で有用な情報を収集して事件担当者に引き継ぐための相談カードの活用、大量に係属する業者の訴訟事件を効率処理するための事前準備の工夫、債務弁済協定調停事件における裁判官や調停委員との連携についての取組が見られました。

刑事係では、訴訟事件での事前準備事務や判決書作成等への関与への取組、令状事件での迅速かつ適正な審査のための審査表の活用や審査態勢の見直しなどへの取組が見られました。

また、全庁的な事務処理態勢の検討の面では、事務の平準化を図るという観点から、民事、刑事という枠を超えて、各係の事務を有機的に連動させてより効率的な事務分担を模索するといった取組が見られました。

原企画調査部長 平成一一年度の民事モデル部、刑事研究部、家裁研究係及び簡裁研究係の展開や課題についてお聞かせください。

永野第一課長

① 民事モデル部

先ほども述べたとおり、民事モデル部は、これからの書記官事務の在り方や裁判部の在り方等について具体的な検討を行うための素材を提供する役割を担うとともに、当該部で取り組んでいる各種の事務改善等を他の庁や部に浸透させていく役割が期待されていますが、このような、言わばパイロットプラン的な性格を持つ民事モデル部は、全国で四七箇所あることから、数的には設置の目的を十分満たしていると考えられるので、平成一一年度においては、新たに設置されないこととされました。ただ、今後も職員制度改革を進め、書記官のコートマネージメント事務の拡大、定着を図っていくことは必要ですので、平成一一年度においては、全国三一箇所において、書記官の増配置が行われ、モデル部と類似の体制が執られているところと見られます。これらの部については、新たにモ

極的にフイードバックしている庁や、研究係に指定されていない他の庁においても、研究成果を事

つ適正な審査のための審査官の選定、見直しなどへの取組が見られました。

るところです。これらの部については、新たにモ

デル部に指定されませんでした。その趣旨からして、民事モデル部で取り組まれてきた事務の工夫、改善等を参考にしながら、実務への定着を図っていくことが期待されており、このような観点から、各庁で独自に名称を付したり、研究項目を定めたり、研究会で報告してもらうことの企画などが検討されています。モデル実験部の設置から三年、新民訴訟法の施行から一年余りが経過し、種々の取組が行われていますが、今後は、新民訴訟法の趣旨に沿った訴訟運営の実現のための効果という観点から、目的と手段の区別、主たる目的と付随的效果の区別、費用対効果の観点、事案の状況に応じた柔軟な対応といった視点に立った検討が重要であると考えられます。

勢とどのように結び付き、また、訴訟運営の在り方にとどのように反映していくのかという視点で更に研究を深めてもらっているところです。

③ 家庭裁判所研究係

家庭裁判所についても、刑事研究部と同様に、書記官事務の在り方を中心として少し長い目で研究していくという趣旨に沿って、更に研究を継続していくこととしました。家裁においては、その庁の規模、地域や事件の係属状況等により、あるべき事務処理態勢や個々の事務処理上の工夫も異なるといった側面が大きいことから、将来の家裁における書記官事務の在り方等を検討するため、平成一一年度においては、更に六庁一二係の研究係が新たに設置されました。また、遺産分割事件における書記官事務の在り方と少年事件における否認事件の適正迅速な処理の方策については、研究素材をより多く収集し、専門的で深化した研究を行うことにより、研究係に対するバックアップを行うてもらふ必要から、東京家裁と大阪家裁の遺産分割部、大阪家裁の少年部をそれぞれ特定研究部に指定しました。研究係の研究テーマについては、平成一〇年度同様の趣旨で、基本的に各研究係共通ですが、平成一一年度は更に、家事研究係においては、甲類審判事件における書記官事務の在り方を、少年研究係においては、各庁の実情に応じたOA化による事務処理の効率化等をそれ

ぞれ共通のテーマに加えました。なお、本年度においては、書記官事務の在り方の研究を進めるに当たっては、書記官と家裁調査官とが相互に意見交換を行って、それぞれの連携の在り方についても検討する必要があることから、家裁調査官を研究係の正式メンバーとしました。家裁調査官にも、積極的に研究に参与してもらふことにより、実りある研究が期待されます。

④ 簡易裁判所研究係

簡易裁判所においては、その庁の規模や事件の係属状況等により、あるべき事務処理態勢や個々の事務処理の工夫も異なるといった側面が大きいことから、平成一一年度は、これまでより規模の大きい庁も含めて、各高裁管内に複数庁の研究係を設置しました。これらの研究係においては、基本的にはこれまでの研究課題を引き続き研究してもらふとともに、事務処理をより効率化するため、民事訴訟事件について、パソコンを利用した事務処理の在り方についても研究してもらふことを考えています。

② 刑事研究部

刑事研究部については、平成一〇年度同様、書記官事務の在り方を中心として、少し長い目で研究していくという当初の設置の趣旨に沿って、更に研究を継続していくこととしたところですが、平成一一年度においては、これまで比較的大きな庁を中心に展開してきた刑事研究部の成果が、中小規模庁でも同じく妥当するかどうか等についても検証する必要があるとの観点から新潟地裁と高知地裁に、それぞれ一箇部の研究部が新たに設置されました。平成一一年度は、個々の書記官事務における研究の成果が、裁判官と書記官の協働態

勢とどのように結び付き、また、訴訟運営の在り方にとどのように反映していくのかという視点で更に研究を深めてもらっているところです。

また、新民訴訟法の下での簡裁における書記官事務の在り方を研究するために、民事訴訟事件や少額訴訟事件の事件数が多く研究素材が豊富な東京等の大規模簡裁に簡裁新民訴訟（立会）研究係を設置し、専門的な研究を行ってもらふことを考えています。

勢とどのように結び付き、また、訴訟運営の在り方にとどのように反映していくのかという視点で更に研究を深めてもらっているところです。

また、新民訴訟法の下での簡裁における書記官事務の在り方を研究するために、民事訴訟事件や少額訴訟事件の事件数が多く研究素材が豊富な東京等の大規模簡裁に簡裁新民訴訟（立会）研究係を設置し、専門的な研究を行ってもらふことを考えています。

また、新民訴訟法の下での簡裁における書記官事務の在り方を研究するために、民事訴訟事件や少額訴訟事件の事件数が多く研究素材が豊富な東京等の大規模簡裁に簡裁新民訴訟（立会）研究係を設置し、専門的な研究を行ってもらふことを考えています。

2 録音反訳方式の現状と展望

原企画調査部長 録音反訳方式の現状と展望についてお聞かせください。

畑第二・第三課長

【導入状況について】

平成九年四月から導入された録音反訳方式は、平成一〇年四月から本格的な展開が始まり、本年度が本格的展開の二年目ということになります。

平成一〇年度においては、今後増大すると予想される逐語録需要に的確かつ機動的に対応するという録音反訳方式の導入趣旨に基づき、速記官の減少に対する対応策としての導入を基本としつつ、速記官の減員のない部や速記官不配置支部等においても、逐語録需要に機動的、容量的に十分に対応できるように逐語録作成態勢を整えるという観点から、次のような方針で録音反訳方式を導入いたしました。

まず、速記官の減員に伴うものとしては、①速記官の減員を伴う民事モデル部（第二類型及び第三類型）及び刑事研究部（第二類型）並びに②モデル部に指定されない速記官減員庁（部）への導入があります。

次に、速記官の減員のない部への導入としては、①四月から、第一類型の民事モデル部及び刑事研究部において、証拠調べの集中時等における逐語録需要に対応するため、速記要請のオーバーフロー



(畑第二・第三課長)

分について録音反訳方式を利用できることとし、さらに、②一〇月以降、東京地裁の民事部並びに横浜及び大阪の各地裁の民事部及び刑事部で速記官が配置されている部についても、速記要請のオーバーフロー分について録音反訳方式を利用できることとしました。これらの部のうち、単独係が増えたとされているため恒常的に速記のオーバーフローが生じている部においては、単独事件を含むすべての事件について、その余の速記官が配置されている部においては合議事件について、それぞれ録音反訳方式を利用できることとしています。

また、速記官不配置支部については、①逐語録需要の比較的多い支部等（那覇地裁刑事部を含む。）に順次導入を拡大してきたほか、②一二月以降、本庁から遠隔地等にある支部にも録音反訳方式を導入しました。遠隔地等の支部は、速記官のてん補の負担が極めて大きいため、本庁における速記要請の状況等によっては、必ずしも逐語録需要に対応されない場合も考えられますので、録音反訳方式の導入により機動的に対応できるように

うにしたものです。

このほか、大規模事件等の証拠調べによる逐語録需要の急増や速記官の育児休業等に伴い、逐語録需要に対応が困難な状況にある場合には、緊急措置として個別に導入を検討していることは、従前どおりです。

平成一一年度は、速記官が減員となった庁（部）（民事モデル部類似の人的態勢を執る部を含む。）及び新たに設置された第一類型の刑事研究部へ導入するとともに、速記官不配置支部への導入も拡大しました。それぞれの導入方針は、基本的に平成一〇年度と同様ですが、速記官が減員となった庁（部）へ導入する場合については、各庁の速記官の配置状況なども考慮し、もっぱら録音反訳方式のみを利用するという形での導入だけではなく、速記方式と録音反訳方式を併用する形での導入も行っていきます。

以上の基本方針により導入された結果、平成一一年四月現在の録音反訳方式利用庁は、高裁本庁一庁、高裁支部一庁、地裁本庁三六庁、地裁支部一〇六庁になりました（別添「平成一一年度録音反訳方式利用庁」参照）。

このうち、緊急措置として導入されているのは、東京地裁刑事部（ただし、刑事一部は第一類型の研究部）及び金沢地裁刑事部です。

これは、トコナシで、ナラシの形です。

【適正な利用について】

録音反訳方式は、真に必要な逐語録需要に安定的かつ機動的に対応することにより裁判部の充実強化を図るため導入されたものですから、このような導入趣旨に沿った適正な利用の在り方について、書記官事務の観点からも十分検討していかなくてはならないと考えています。

もとより、録音反訳方式を利用するかどうかは、各裁判体の判断によるものですが、録音反訳方式には、速記の場合の立会時間のような制限がなく、他方、事件関係者からは事案の内容にかかわらず逐語録を求められるという傾向が強いといった事情から、ともすればその利用が安易に流れるおそれがあります。

また、昨年この座談会でも申し上げたところですが、書記官の側にも、コートマネージメント事務を含む審理充実事務に取り組む余裕を生み出すことを目的として、録音反訳方式を広く利用することにより、書記官の供述録取事務の負担の軽減を図ろうという考えが一部にないわけではありませんが、書記官事務の在り方という観点からみて相当ではありません。

録音反訳方式の安易な利用は、いたずらに調査を長大化させるだけでなく、要領調査の作成を中心とする書記官本来の公証官としての基本的役割を損なうものと言えます。審理充実事務への取組

も、この基本的役割を前提とした上で行われなければなりません。書記官が裁判官との協働を深め、事件内容や争点を十分理解することにより、適切な要領調査が迅速に作成できることになるものと考えていますが、こうした観点も踏まえて、要領調査、要旨調査、あるいは録音テープ等による記録化との適切な使い分けを行い、事案の内容、供述の内容等に照らして、真に逐語録が必要なものについて録音反訳方式を利用するという趣旨を理解していただきたいと思えます。

【反訳業者について】

反訳については、平成二一年度も、裁判所OBによつて構成された財団法人司法協会を基本としつつ、一部を民間の業者へ委託することとしています。民間の反訳業者への委託に当たっては、その業務内容を十分に調査し、良質な反訳書が確保でき、秘密保持等についても信頼の置ける業者を選定しています。業務委託している民間業者は、当初から委託している二社と平成一〇年度から委託している二社の計四社です。

先ほど申し上げたとおり、録音反訳方式の導入庁が増え、利用時間も増加してきていますが、今後、司法協会による受託可能量も考慮しながら、民間の反訳業者への委託の拡大も検討していくこととなります。今後の録音反訳方式の展開についても、この方針に基づき、反訳態勢の確保につい

ては、十分対応していけるものと考えております。

【円滑な運用について】

録音反訳方式を円滑に運用していくためには、録音反訳事務の責任者である首席書記官が中心となって、録音反訳方式の運用状況を十分把握し、各庁が作成した実施要領に従い、立会メモ作成や校正処理基準等、利用部署間の事務の取扱いの統一を図りつつ、事務処理態勢等について十分な検討を行う必要があります。実施要領並びに反訳及び校正のための基準を定めるに当たっては、総務局第三課長事務連絡において示したモデル実施要領（「録音反訳方式を利用する場合の校正処理要領」及び「反訳処理作業の指針」を含む。）を参考としていただくこととなりますが、このモデル実施要領及び関連通達のほか、従前から録音反訳方式を利用している部において作成されたマニュアル等を取りまとめた「録音反訳参考資料」を平成一〇年一〇月に各庁に配布しましたので、大いに活用していただきたいと思えます。

なお、本格展開の初年度であった平成一〇年度当初は、一部の庁で、特に、書記官や反訳者等の不慣れなどに起因する、書記官が校正処理基準を十分踏まえずに過度な校正を行ったり、余りにも詳細な立会メモを作成して調査完成に不必要に長時間を要したりする、いわゆる「初期症状」が若干見受けられたところです。新規導入庁に対して

は、各高裁を通じて、録音反訳方式を利用する場合の事務処理の流れや注意していただきたい事項等について説明会を実施していただいておりますが、既導入庁においても、これまでに蓄積されたノウハウ等を新たに録音反訳方式を利用する書記官に伝えるなど、庁全体で運用のフォローアップを行うとともに、必要に応じて実施要領を見直して、円滑な運用の確保に努めていただきたいと考えております。

反訳受託者に対する指導については、首席書記官が、反訳書の作成に当たり裁判所の示した反訳基準に従った処理等がなされるよう指導を行うこととされていますが、多くの録音反訳方式実施庁においては、反訳担当者に対する校正事項のフィードバックの方策を講じたり、反訳受託者との間の事務打合せ等を通じ、「反訳処理作業の指針」の周知徹底、反訳担当者に対する指導態勢の充実等について働きかけが行われています。今後も引き続き、反訳受託者との連絡調整を密にし、良質な逐語録が作成される態勢の確保に配慮していただきたいと思っております。

また、反訳受託者に対する指導に当たっては、反訳受託者への反訳処理に関する一般的な指導を行うこととされている速記管理官等が、反訳受託者との間の事務打合せ等に出席し、意見を述べたり、表記方法についての講義を行うといった例が複数

の庁から報告されています。このような取組は、速記管理官等の持つ逐語録作成に関するノウハウを伝える手段として非常に有効であると考えております。

【今後の展望について】

録音反訳方式の今後の展開については、ここで具体的に申し上げることはできませんが、緩やかに録音反訳方式への移行を図るといふ基本方針及び先程申し上げた適正な利用の確保の観点も踏まえた上、各庁の逐語録需要に応じ、引き続きこれまでと同様の導入方針に基づいて展開していくことになるものと考えております。

3 速記官からの転官について

原企画調査部長 速記官からの転官状況についてお聞かせください。

田中任用課長 御承知のとおり、平成一〇年度から速記官から書記官に転官を希望する職員のため、書記官任用研修を実施することになりました。平成一〇年度は四〇人の速記官が同研修に参加し、全員が平成一〇年八月に書記官に転官しました。平成一一年度は四三人の速記官が同研修に参加し、現在研修中です。

これとは別に、速記官で平成一〇年度書記官任用試験（CP）に合格して、平成一一年四月に書記官に転官した者は九人です。また、速記官で平成一〇年度書記官研修所入所試験（CE）に合格



(田中任用課長)

して、裁判所書記官研修所に入所した者及び入所予定の者は五人です。

ところで、速記官から転官した職員は、書記官としてやっていけるかどうか不安を持ちながら、少しでも早く一人前の書記官として認められたいと精一杯の努力をしております。書記官の皆さんも、書記官に任官した当初、同じような不安を持たれた御経験があるのではないのでしょうか。そのようなときの先輩書記官の一言は、非常に嬉しく、かつ、頼もしく感じられたことと思われまますので、書記官の皆さんには、この場をお借りして、優しく、思いやりのある御指導のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

三 民事訴訟法における新制度の活用状況と展望について

1 新民事訴訟法施行後二年目を迎えての書記官事務に関する最近の状況等

原企画調査部長 新民事訴訟法施行後二年目を迎え、書記官事務に関する最近の状況等について

お聞かせください。

畑第二・第三課長 新民事訴訟法の規定する書記官事務は、新法施行前から審理充実事務の一環として行われてきたものが多いことから、従前から先進的に取り組んできたところとそうでないところとは、新法施行当初かなり取組に違いがあったようですが、新法施行後二年目を迎え、新法の考え方に沿った取組が全国的にも定着しつつあるようです。

ここでは、平成六年度から毎年各高裁で開催されている審理充実事務研究会での報告例を中心として、審理充実事務の実践状況の概要を紹介したいと思います。

ア 訴状の審査及び補正の促し

各庁からは訴状審査や補正の促しについての、積極的な取組例が多く寄せられています。

特に欠席見込みの事案については、訴状送達前に十分な補正をさせ、第一回期日に被告が欠席すれば欠席判決ができるようにされていますが、それ以外の事件についても、訴訟物の特定等の実質的内容についての審査や訴状に引用された書証等がある場合には、添付書証の写しとの照合、また、登記簿謄本や重要書証の写しの添付の有無、重要な間接事実についての記載の有無等基本的には法及び規則で定められた事項について審査をし、ファックス等を利用するなどして補正の促しが行

われています。ただ、間接事実や重要書証の写しが問題になるのは、主要事実が争われる事件ですので、事案によっては期日に釈明をすることとして、早期の第一回期日指定を優先する運用も行われています。このように、どのような事案について、どの程度の訴状の審査と補正の促しをするかについては、効率性の点も考慮し、裁判官と書記官とのあらかじめの申合せにより、柔軟な対応がなされているようです。

イ 争点等の整理過程等への関与

① 争点整理手続期日への書記官の立会い
書記官が、争点整理手続期日に全件立ち会っているところもありますが、比較的多くのところでは、事案把握、事後の進行管理、供述調書作成事務にとって有益な情報が得られることの多い争点の確認や尋問の計画が立てられる期日を中心に立ち会う運用が行われており、費用対効果の観点から、事件の内容、進行状況や書記官が立ち会った方が後の進行管理や供述録取事務に役立つとか、書記官の意見を述べることが有益といった要素を考慮の上、立会いの要否が柔軟に判断されているようです。

② 争点整理手続期日における手続の記録化
準備書面の陳述・書証の提出・送付嘱託や人証の採用など、記載が必要とされる事項のほか、争点等に関する合意はもちろんのこと、証拠調期日

における人証や尋問の順序、尋問の時間等の事項といった訴訟進行に関する確認・合意事項を記載する試みが多くのところでもなされています。

争点の確認等の記載については、争点整理案を作成している場合は、これを調書に引用又は添付したり、そうでない場合は、確認された結果をできるだけ具体的に記載する例が多いようです。事件によっては、その事実に関連する間接事実や立証方法も記載されています。

③ 整理書面の作成

新民訴訟法の下において、争点整理手続の運用の定着が、早期の争点の明確化、人証の適切な選択、効率的な証拠調べの実現に必要不可欠であり、このような争点整理手続の運用の定着に向けての試みとして、時系列表、陳述書の対比表あるいは争点整理案等の整理書面を書記官が作成する取組が徐々にではありますが増加しています。作成に当たっては、a作成目的、b作成時期、c作成対象、d作成書面の種類等について、裁判官と書記官が十分協議し、認識を共通にすることが重要であるとされています。

aの作成目的については、裁判官と書記官の事件に関する認識の共有にとどまらず、裁判所と当事者双方の認識の共有を目的とし、当事者に提示する活用方法が増えてきています。bの作成時期については、作成整理書面の種類にもよりますが、

当事者双方から一応の主張が出そろった段階で作成するのが一般的で、訴状審査段階や集中証拠調べの直前に作成するものもあるようです。cの作成対象については、書記官の繁忙度や作成の難易、作成書面の事案解明や争点整理手続の円滑性への貢献度を勘案して、やや複雑な事件が中心となっています。dの作成書面の種類については、事案に応じて柔軟に使い分けているところが多いようです。また、同じ種類の整理書面でも事案に応じて簡潔にするものや詳細にするもの等使い分けがされています。

ウ 供述録取事務

① 供述録取方法の選択

多くのところで選別基準を作成の上、選別のためのミーティングを裁判官と書記官等によって行うなど適正な選別に向けた工夫が試みられています。

② 要領調書

要領調書は、争点に対する供述について過不足なく、簡にして要を得たメリハリのあるものにする必要があるため、裁判官と事件についての情報を共有したり、争点整理にも主体的に関与することによって、争点についての深い理解と把握ができるようにする試みが多く、このところで行われています。その結果、書記官は、尋問に臨むに当たっての準備や尋問に臨んでの尋問や供述の理解が容

易になるので、的確な要領調書の効率的作成が可能となっています。

③ 調書の記載に代わる録音テープ等への記録

(民訴規則六八条)

調書の記載に代わる録音テープ等への記録を活用するケースは、公示送達事件における尋問が多いようですが、そのような場合に限らず、控訴の可能性が低い事件を中心として積極的活用を心掛けているところもあります。このようなところでは、録音テープ等への記録の利用によって書記官に余力が生じ、その余力が書記官による進行管理事務や争点整理手続への関与に振り向けられ、その結果、円滑な進行管理が図られるという好循環が生まれています。

エ 判決書作成等への関与

① 欠席型事件（公示送達事件や請求原因に争いのない事件を含む。）

欠席型事件については、多くのところでその大部分が調書判決で処理されています。そのために、前に述べたとおり担当書記官によって、第一回期日で終結ができるように訴状審査がされています。公示送達事件についても、立証段階まで第一回期日で尽くせるように原告と連絡を取って手はずを整える試みが行われています。

調書判決の作成方法については、効率化、迅速化の観点から、原告代理人に訴状の写しやフロッ

ピーを提出してもらおう扱いをしている庁も多いようです。

② 対席型事件

担当書記官が、整理書面の作成等を通じ争点の整理に主体的に関与したり、人証調べの前後に裁判官と尋問のポイントについての打合せをしたりしているところでは、担当書記官が、判決の実質的記載事項の充実を期すために必要な十分の情報を有しているので、そのような情報をフルに活用して、判決の形式的記載事項だけでなく実質的記載事項をも点検する試みが行われています。具体的には、理由付けに不足はないか、適用されている法令や判例に誤りはないか、記載に矛盾点はないか、更に表現に不適切なものはないか、更にうまく表現が尽くされているか（十分説得的か）等についての点検が行われています。

オ 調査事務

多くのところで、訴状審査段階において、判例マスターを活用しての法令・判例等の調査、登記関係等についての法務局への照会が、争点整理段階において準備書面に記載された法令・判例等の調査、他部の関連事件や関連する破産事件、執行事件の進行状況や手続の調査等が行われています。調査事務は、裁判体のニーズに応じて、訴訟の全段階において行うことが必要であることから、具体的な調査事項、時期、方法については、裁判官

と十分な協議をする取組が広がりつつあります。

への訴状等の送達の可能性、被告の出頭の可能性、

支払督促は、そのほとんどが業者申立ての定型

ての準備や尋問に臨んでの尋問や供述の理解が容

化の観点から、原告代理人に訴状の写しやフロッ

體的な調査事項、時期、方法については、裁判官

と十分な協議をする取組が広がりつつあります。

また、その調査結果については、単に文献等のコピーを裁判官に交付することにとどまることなく、自らの意見を付して裁判官にその内容をコンパクトに説明するなどの工夫も行われています。

2 少額訴訟手続及び支払督促手続における書記官事務の現状等について

原企画調査部長 少額訴訟手続及び支払督促手続に関する書記官事務の現状等についてお聞かせください。

畑第二・第三課長 少額訴訟手続や支払督促手続における書記官事務についても、各庁において、新民事訴訟法施行前の検討の成果やそれを踏まえた運用上の工夫により、制度の趣旨に沿った円滑な事務処理が、着実に定着しつつあるようです。

ここでは、昨年度各高裁で開催された審理充実事務研究会での報告例を中心として、各庁での書記官事務の現状等の概要を紹介したいと思います。

ア 少額訴訟手続について

少額訴訟手続は、原則として、一回の期日で審理を完了し、即日判決を言い渡すことになっていきますので、手続教示と訴状の補正の促し、参考事項の聴取、期日外釈明及び立証の促し等の事前準備が重要となり、書記官事務もこの点にポイントを置いての取組が行われています。具体的には、原告が来庁して訴えを提起した際に、即時に被告

への訴状等の送達の可能性、被告の出頭の可能性、

事前交渉の有無等の参考事項を聴取し、できるだけその時点で期日を指定するといった取組が行われているようです。また、立証の促しについては、

一定の事案ごとに必要と思われる典型的な書証の一覧表を作成し、それを当事者に交付する等の工夫が試みられているようです。被告に対してどの

程度の働き掛けをするべきかについては、取扱いが分かれているようで、訴状等の送達の際に、少額訴訟手続についての説明書を送付するだけにと

どまらず、被告から裁判所に連絡を取ってもらうための事務連絡文書を同封するといった工夫をしている庁もあるようです。そして、被告から答弁書が提出された場合は、その直後等に必要に応じて担当書記官から架電し、また、被告が来庁した

場合や架電をしてきた場合には、その際に、原告の請求に対する意向の確認や参考事項の聴取、事前準備の促しを行うとともに、併せて送付済みの説明書を踏まえて手続教示を行うといった取扱い

も行われているようです。また、以上のような事前準備及び審理を充実させるためには、裁判官と書記官とが協働して手続の進行を図ることが必要で、期日前のミーティングの定着や事件カルテ等の書面の利用等様々な方策が採られているようです。

イ 支払督促手続について

支払督促は、そのほとんどが業者申立ての定型

的事件であり、同一の申立人が同種の申立てを反復して行うことが多く、適正迅速な処理のために

は、問題となった場合の事例を業者ごとに集積する等して、マニュアルを作成することが有用と考えられるところから、各庁で、従前の裁判官のノウハウ等も盛り込んだ「事務処理上問題となった事例集」の作成等の取組が行われています。

なお、支払督促の事務処理態勢については、適正で過誤のない事務処理が求められていることは当然ですが、従前からその実質的審査事務は書記官が行っていたところであり、しかも、支払督促

は簡易な手続により迅速に債務名義を得るための手続であることから、書記官権限化したことにより過度に反応し、いたずらにチェック態勢を厚くし、単に二重、三重の審査態勢にすることは相当でないと思われま

す。各庁では、受付係と督促係が重複的に実施していた申立書の審査事務について、各係における審査範囲を明確にし、それぞれの担当範囲につき重点的に審査、点検するようにした

り、従前の支払命令の審査から仮執行宣言の発付までを各人で担当するといった縦割方式の事務処理を、支払督促の審査及び発付担当者

と仮執行宣言の審査及び発付担当者との横割方式に変更するといった取組が見られます。また、担当者が事務処理上疑問点等を生じた場

合には、主任書記官や裁判官に気軽に助言を得ることができるよう、バックアップ態勢を整えるといった取組も行われているようです。

四 書記官の任用上の諸問題について

1 書記官の任用政策について

原企画調査部長 書記官の増加と主任書記官ポストの増加についてお聞かせください。

山名給与課長

(1) 書記官の増加について

参事官室提言では、適正迅速な裁判をより一層実現していくため、裁判部における書記官の構成比率を大幅に高め、書記官定員の増加を図る必要があるとしています。

この参事官室提言を受けて、平成一一年度予算においては、裁判部の充実強化を図るために必要な人員を計画的に確保するとの観点をも入れて増員要求を行った結果、事務官から書記官への振替、速記官から書記官への振替という手法によって、書記官については、四六人の増員を含め、二四六人の増加が認められたところであり、裁判部の充実強化にも大いに寄与できるのではないかと考えています。

今後の書記官の増加の見通しについては、事件数の動向等ともかかわることであるので、現時点で具体的な見通しを明らかにすることはできません。

成果であったと考えています。

んが、書記官総数を増加させることが、裁判部の充実、ひいては適正迅速な裁判に対する国民の負託に応えることにつながるから、今後とも努力を行っていききたいと考えています。

(2) 主任書記官の増設について

官職増設についての財政当局の姿勢は前述のとおり、これまでになく厳しいものがあり、主任書記官増設要求の折衝では、管理職ポストの著しい増大となること、本庁課長並みのポストを相当数増設することは、総人件費極力抑制という基本方針に抵触するため、非常に難航しましたが、「新民事訴訟法施行を契機とした裁判部の充実強化」という視点を前面に押し出し、事件が増加し、その内容もより複雑困難化する中で、より一層適正迅速な裁判を実現していくためには、書記官の役割が一層重要となること、その管理・調整の必要性も増大していること等を力説した結果、前年度を上回る三二(前年度二八。六か年度分計一四一)の増設を実現するという大きな成果を上げることができました。

主任書記官ポストの増設については、少量退職期における書記官の昇任機会の減少に対処するという効果があることはもちろん、より一層国民に分かりやすい裁判を実現し、適正・迅速な裁判を達成するためには、裁判部の充実強化の必要性がますます増大するところであり、今後も引き続き

主任書記官の増設に向けての努力を続けていきたいと考えています。

原企画調査部長 総括主任書記官の発令状況と見通しについてお聞かせください。

山名給与課長 従前から、大規模地裁の大規模

な部には多くの部下職員を抱えて極めて重い職責を担っている主任書記官が一定数いるという認識に立って、その給与上の格付けの改善について問題意識を持っていたところですが、平成一〇年度予算において、このような問題意識に基づいて財政当局と折衝を重ねた結果、主任書記官の九級切上げが二認められました。これを踏まえて、同年八月には、「大法院首席書記官等に関する規則」を改正し、「総括主任書記官」というポストを新たに設置することとしました。平成一一年度予算では、このようなポスト整備を受けて更に折衝に力を入れた結果、前年度を上回る三の九級切上げが認められました。

この間の動きは、主任書記官の中には極めて重い職責を担っている者も一定数含まれており、それに対して九級格付けも考えられるということを財政当局に認めさせ、そのような職責を担っている主任書記官について「総括主任書記官」という新たなポストを整備することを可能とするなど、書記官の処遇改善はもとより、書記官全体の官職評価の引上げにもつながるものであり、画期的な

のいた任用配置を行うなどの任用上の施策を講

す。そこで、裁判所の退職者の年金満額支給開

成果であったと考えています。

総括主任書記官は、平成一〇年度に東京地裁の執行部と破産部、大阪地裁の執行部と破産部、平成一一年度に東京地裁の保全部と商事部に各一が設置されていますが、そもそも九級は、行政官庁では「困難な業務を所掌する府県単位機関の長」についてようやく格付けられる職務の級であるので、その拡大については、おのずから限界があることを理解してほしいと考えます。

原企画調査部長 少量退職期における書記官の異動、配置についてお聞かせください。

田中任用課長 御承知のとおり、書記官については、現在、少量退職期を迎えており、退職者数も平成元年度の書記官有資格者の定年退職者は四三七人であったものが、最近三年間では、平成八年度が一五九人、平成九年度が九五五人、平成一〇年度が四八八人と、いずれも低い数字で推移しているところであり、今後もしばらくはこのような状況が続くものと予想されるということです。

このような少量退職期においては、大量退職期に比べ、書記官の昇進の機会が減少し、長期間特定ポストに滞留するなど様々な任用上の諸問題が生じることが予想されるということです。そこで、これまでにも、これらの諸般の事情を考慮して、次席書記官、主任書記官等の昇任ポストの増設を図るとともに、成績主義、能力主義によるメリハリ

の効いた任用配置を行うなどの任用上の施策を講じてきたところです。主任書記官等の昇任ポストの増設については、ここ数年相当数のポスト増設が実現でき、裁判部の充実強化の面でも一定の成果を上げてきたと考えています。今後とも、これらの施策を押し進め、昇進機会の減少に対処するとともに、組織の活性化をこれまで以上に図っていきたくと考えています。

原企画調査部長 退職後の再任用制度の拡大と書記官の処遇についてお聞かせください。

田中任用課長 新しい再任用制度に関して国家公務員法等の一部を改正する法律案が現国会に提出されています。この新再任用制度は、平成一三年度からの公的年金の満額支給開始年齢の引上げに際して、雇用と年金との連携を図り、最終的に六五歳までの在職を可能とするもので、短時間勤務の制度が設けられるなど、再任用職員についての給与、勤務時間等について新たに整備されることとなります。

現在提出されている法案によれば、平成一三年度からは、一定の経過措置が設けられるものの現行の再任用制度は廃止され、新たな再任用制度がこれに代わることとなります。新再任用制度施行後、定年退職者は書記官のみならず、裁判所のあらゆる職種について、原則的に、就労の意欲と能力のある者についてはこの新再任用の対象となり

ます。そこで、裁判所の退職者の年金満額支給開始年齢に至るまでの雇用の確保については、この新再任用制度による裁判所内での再雇用を基本として、具体的施策を考えていくこととなります。

新再任用制度の施行後の運用の在り方については、再任用者の任用配置、短時間勤務の運用等様々な問題があり、人事院や総務庁の動きにも注意を払いつつ、更に検討を続ける必要があります。当面は、これらの検討の参考とするため、裁判所において実際に新再任用制度の対象となる高齢期の職員について、就労に関する意識等の調査を、新再任用制度の内容が確定後速やかに実施することを考えています。現状では、再任用後の書記官の処遇等について明らかにできる段階ではありませんが、検討内容については可能なものからできる限り早く明らかにしていきたいと考えています。

また、書記官の皆さんの定年退職後の雇用については、裁判所内における再雇用だけでなく、公証人役場の事務員、地方公共団体の相談員、労働基準監督署の相談員等へのあっせんにより再就職する場合もあり、このような法律専門職としての能力、経験を活かした裁判所外への再就職あっせんの実践についても、引き続き一層の努力を続けていかなければならないと考えています。

五 女性書記官の増加に伴う課題について

1 産前産後休暇、育児休業制度における代替要員の確保について

原企画調査部長 昨年度の実績、問題点及び対策をお聞かせください。

畑中参事官

育児休業を取得した書記官は、育児休業制度が始まった平成四年度には四六人（うち男性職員一人、以下（ ）内は男性職員数で内数）でしたが、最近数年間では、平成七年度が七一人（二人）、平成八年度が五二人（一人）、平成九年度が五九人（〇人）、そして昨年度が六九人（〇人）となっております。そのうち臨時的任用を行ったものは、平成四年度が二三人（五〇%）、平成七年度が六一人（八五・九%）、平成八年度が四九人（九四・二%）、平成九年度が五五人（九三・二%）、昨年度が六四人（九二・八%）となっております。

このように育児休業取得に対する代替措置としての臨時的任用は、育児休業制度の定着とともに、高い率で行われている現状にあると考えています。ところで、昨年度書記官の育休代替措置として任用した臨時的任用者六四人のうち、書記官を任用できたのは三七人（五七・八%）であり、今後も書記官の臨時的任用候補者の確保に努めていく



(畑中参事官)

必要があります。

書記官の臨時的任用候補者の確保の方策については、例えば、各裁判所において、所属する職員のうち、書記官資格を有する者で一年以内に退職が予定されている定年退職者、再任用終了者、自己都合退職者等に対し、臨時的任用者に関する希望の調査を行っていただいていますし、各庁において「退職者カード」を作成し、退職後の動向についても、臨時的任用に関する希望を含めてデータを常に最新のものに更新するなどして、臨時的任用候補者の確保に役立てているところです。

また、要員確保の一方策として、平成七年七月から従前の取扱いを変更し、定年以外の事由により退職した者の臨時的任用をする場合においても、定年退職した者の場合と同様に、退職時の俸給月額から大幅な減額とならないような措置を執ることとしています。

このような措置を講じつつ、少量退職期を迎え、今後、資格官職の臨時的任用候補者を得るのが難

しくなることが予想される中で、より多くの候補者の確保に努めていきたいと考えております。

なお、書記官の臨時的任用候補者の確保ができない場合には、事務官の臨時的任用をすることが多いかと思われませんが、この場合には、育児休業に伴う臨時的任用を円滑に行うことにより育児休業制度を利用しやすくするという観点から、産前産後休暇中においても事務官の業務を処理するための要員を、言わば事務補助要員として、賃金雇人の形で雇い入れることが認められており、最近の三年間では、平成八年度に書記官の育休代替措置として事務官の臨時的任用をした八人のうち六人（七五・〇%）について、平成九年度に同様に事務官の臨時的任用をした二一人のうち一五人（六八・二%）について、昨年度に同様に事務官の臨時的任用をした二七人のうち二二人（八一・五%）について賃金雇人が雇用されています。

六 書記官の研修等に関する諸問題について

1 書記官研修の内容

原企画調査部長 平成一一年度の書記官研修の予定とその内容についてお聞かせください。

畑中参事官 平成一一年度を実施する書記官を対象とする研修の予定とその内容については、次のとおりです。

(1) 書記官基礎研修

平成一一年度の書記官基礎研修（基礎研）は、

及び「和解調書」に、刑事関係では、共通コース

しました。

も書記官の臨時的任用候補者の確保に努めていく

今後、資格官職の臨時的任用候補者を得るのが難

(1) 書記官基礎研修

平成一一年度の書記官基礎研修(基礎研)は、書記官任用試験(CP試験)合格者を対象として二回に分けて(第一回は四月八日～五月二八日、第二回は六月二日～七月一六日)実施します。

基礎研は、民事、刑事、家事及び少年のすべての科目を対象として実施する研修ですが、研修員が現に担当する分野についてより深い実務知識と技能を習得させなければならぬ必要性もあるため、従来からその要請に沿うように努めてきました。

具体的には、担当職務に密接した研修内容とするため、平成七年度から選択コース制を取り入れ、また、できるだけ多くの科目単位数を確保するために、平成一〇年度から、それまでの四時限の授業を五時限授業とし、そのうち四時限目及び五時限目を各五〇分授業としました。選択コース制については、より充実した内容にするため、平成一一年度は従前の家裁コースを家事コースと少年コースに分けて実施することを予定しています。

また、平成一一年三月には、基礎研参加者に対し裁判事務修習の実施を各庁に依頼し、書記官実務に関する機会を与え、書記官任用後の職務に円滑に適応させるとともに基礎研の研修内容の理解を容易にすることができるよう配慮しました。それに伴い、基礎研のカリキュラムを、民事関係では、選択コースの「模擬弁論」を「民事訴訟法」

及び「和解調書」に、刑事関係では、共通コースの刑事実務における「模擬公判」一回分を「令状事務」及び「刑事演習」にそれぞれ振り替えました。

(2) 書記官実務研修

書記官実務研修については、平成一〇年度は、従来の事務処理上の過誤防止という観点に職務導入研修的な要素も加味することとし、民事、刑事及び家裁の三コースに加えて執行・破産及び簡裁の各コースを新設し、対象者を総研未了の者で現に担当する職務の経験年数が二年未満のものに拡大して実施しました。平成一一年度も同様に実施する予定です。

(3) 書記官総合研修

書記官総合研修(総研)は、平成八年度から研修期間を従前の一・五倍の三週間に延長し、内容面では、実務科目の模擬公判等の即日起案を増やし、また、新たに一般科目を大幅に新設するなど、一層の充実を図ったところです。

平成八年度以降の総研も、基本的には、オールラウンド研修である点は従前の総研と変わるところはありませんが、専門性の高い科目については、基本コースと専門コースに分けたり、また、民事科目のうちの執行、保全及び破産の実務科目並びに家事科目を選択科目(いずれも四単位)とするなど、研修員の経験等に応じて履修できるように

しました。

このような実施方法は、おおむね積極的な評価を得ているところであり、平成一一年度も同様に実施する予定です。

(4) 主任書記官等に対する研修

主任書記官等に対する研修としては、現在、中央研修で中間管理者(裁判部)研修を、高裁委嘱研修で新任中間管理者研修を実施しています。

中間管理者(裁判部)研修は、平成八年度まで、裁判部における中間管理者(訟廷(副)管理官及び主任書記官)に対し、民事、刑事及び家裁の部門別に実施してきたものを、研修員に裁判所全体に目が配れるだけの広い視野を養ってもらうことを目的に、平成九年度から新たに統合型として実施しているものです。

統合型の研修では、管理者として必要な科目がその中心となりますが、平成一一年度も同様の内容で実施したいと考えています。

なお、平成一一年度の中間管理者(裁判部)研修は、一月八日から一二日まで、一月二九日から二月三日まで及び平成一二年二月一四日から一八日までの計三回の実施を予定しています。

(5) 書記官専門研修

ア 民事実務研究会

平成一一年度は新民訴訟法が施行されて二年目となることから、平成一〇年度まで実施してい

た「民事実務（新民訴訟）研究会」を名称変更して実施するものです。

平成一〇年度までと同様に、地裁手続関係と簡裁手続関係に分けて実施し、前者については九月八日から一〇日まで、後者については十一月二日から二六日までの日程とする予定です。

地裁手続関係、簡裁手続関係のいずれも、研究員が提出した実務上の諸問題を研究する共同研究と、各庁における新法の運用状況や工夫例等について自由に意見交換する共同討議を中心としますが、これまでのように新民訴訟全般について幅広く研究討議するのではなく、幾つかのテーマに絞り込み、より深い内容のものにしたいと考えています。

なお、高裁委嘱研修として、民事事件担当書記官研修（平成一〇年度まで実施していた「新民訴訟法研修」を名称変更）を、平成一〇年度と同様に、地裁手続関係と簡裁手続関係に分けて各高裁に実施していただくことを予定しています。

イ 刑事実務研究会

日程は五月一〇から一二日まで（五月一日は司法研修所と合同で実施）の三日間、テーマとして「裁判官と書記官との連携態勢」を採り上げ、平成一〇年度の書記官実務研究の成果も取り入れた進行管理の在り方を中心とした内容で実施したところとす。

ウ 少年実務研究会

日程は平成一二年一月一日から一三日まで（一月一二日は家裁調査官研修所と合同で実施）の三日間を予定しています。

内容については、「書記官と調査官との連携」を中心的な研究テーマとするほか、書記官が行う調査事務や進行管理事務、少年法の改正の動向やその内容についても採り上げるとともに、平成八年度の少年実務研究会における研究討議の結果も踏まえたものとしてい考えています。

エ 書記官実務研究（民事）

平成一一年度の書記官実務研究は、「民事上訴審の手続と書記官事務の研究」というテーマで既に開始しています。この研究では、手続の性質上適正迅速な処理が強く求められる上訴手続及び上訴に伴う強制執行停止事件について、担当書記官が事務を適正かつ円滑に処理できるように、申立てから終局裁判までの実務上の手続と問題点をまとめ、併せて上訴審の手続と書記官事務の在り方を研究し、新民訴訟法における上訴関係全般の書記官事務を網羅した研究とすることを予定しています。

オ 供述録取事務合同研究会

平成八年度から実施している研究会であり、供述録取事務の在り方等について書記官及び速記官を対象として実施してきたところ、両職種間の相

互理解を深める上でも大いに効果を上げることができました。平成一一年度は、一月七日から九日までの日程で実施する予定です。

2 在外研究の現状と今後の方針等

原企画調査部長 在外研究の現状と今後の方針についてお聞かせください。

畑中参事官 国際化が進み、外国人が関係する刑事事件、民事事件等も増加しており、裁判事件の内容も、外国との関係を考慮しながら多様な局面から検討を必要とするものが増えてきています。さらに、現在、我が国における裁判制度や運営改善についての課題についても、その検討に当たっては、外国の裁判制度やその運営が参考になることが少なくありません。

このような状況の下で、裁判所職員に外国の司法制度を実際に見聞し、広い視野と柔軟な思考を身に着ける機会を持ってもらうことは、個々の派遣者のみならず、裁判所全体にとっても有意義なことであると思われま。そこで、従来から若手職員層を対象とした裁判所事務官等在外研究制度等に基づいて、一般職の外国出張を実施してきました。また、総務庁主催の「東南アジア青年の船」等にも一般職が参加しています。

今後、在外研究の趣旨に沿った運用に努めていきたいと考えていますが、出張者を受け入れる側の負担等にも配慮する必要もあることから、派

大連管理の「...」
ところでは。

遣の形態や内容についても併せて検討していき
いと考えています。

七 O A 機器の活用等について

1 O A システムに関する今後の展望について
原企画調査部長 ネットワーク化など、O A シ
ステムに関する今後の展望についてお聞かせくだ
さい。

永野第一課長 直接事件の処理に当たる裁判部
門の充実強化を図るとともに、事務局部門の効率
化を図る観点から、今後とも、O A 機器を一層活
用できる環境を作り、事務処理全般の効率化を積
極的に推進していききたいと考えております。

そこで、昨年、最高裁において、裁判部の充実
強化に向けた中長期的な構想に基づくO A 化計画
の検討やO A 機器導入に伴うサポート・研修態勢
の充実を図るための態勢作りとして、制度調査室
のO A 担当部門について係を増設し、制度調査室
を主としてO A 化を担当する部署としました。今
後、この態勢によって、裁判所の事務全体を対象
とした総合的、中長期的なO A 化計画を検討し、
事務処理の見直しを踏まえた事務全体のシステム
化、情報の共有化、O A 機器が活用される環境作
りを図っていききたいと考えています。

こうした観点から、平成一〇年度には、地裁の
民事訴訟事件を対象に、事件の受付から終局後の

を対象として実施してきたところ、両職種間の相

側の負担等にも留意...

統計処理、記録管理までの手続の流れに沿った裁
判事務処理のシステム化に関する検討を行いました
た。具体的には、東京地裁、浦和地裁及び宇都宮
地裁において、コンサルタント業者に委託して、
訟廷管理官、書記官等に対するヒアリング等によ
り実際の事務の状況の調査を行ったところであり、
現在、その結果を踏まえながら、民事裁判事務の
システム化について検討を行っているところです。

今後は、参事官室提言のO A 化の具体化に向け
て、民事裁判事務にとどまらず、刑事や、家裁の
裁判事務全体のシステム化について長期的に検討
を進めていききたいと考えています。

こうした作業と並行して、平成一〇年度には、
後に述べるとおり、裁判部へのパソコン等の機器
の増配布や部単位でのネットワーク化を行いました
たが、これも、こうした庁全体のシステム化、ネッ
トワーク化を念頭に置いて、その基盤となるネッ
トワークの構築として整備を行うものです。これ
により、モデル部等以外の部においても、O A 機
器を活用した書記官のコートマネージメント事務
や裁判官と書記官との間の情報交換等が可能とな
ることから、全庁において、モデル部等における
裁判官と書記官との協働態勢の在り方やO A 機器
の活用、これらを背景としたコートマネージメン
トの在り方等を参考とした取組を深めていただき
たいと考えております。

こうした部単位のネットワークの活用の積み重
ねが、裁判事務処理のシステム化という庁全体の
ネットワークの導入による事務処理の効率化の基
盤となるものであり、さらに、これらをJ・NE
Tという全国規模でのネットワークと連携させる
ことにより、裁判所全体での事務処理の効率化、
情報の共有化を図っていききたいと考えています。

2 O A システムの導入状況及び活用状況につ
いて

原企画調査部長 パソコンの導入を始めとする
裁判部におけるO A システムの導入状況及び活用
状況についてお聞かせください。

永野第一課長 平成一〇年度には、全国の高
地裁本庁及び規模の大きい約四〇庁の地裁支部の
民事及び刑事書記官室に、書記官二人に一台の割
合でノート型パソコンを整備し、これを、既整備
の書記官室パソコン及び裁判官室パソコンと簡易
LANで接続し、各部署で裁判官室と書記官室によ
るネットワーク環境を構築しました。

さらに、平成九年度からパソコン実験を行って
いた民事モデル部、パソコン実験部及び一部の刑
事部には、書記官一人一台となるようなノート型パ
ソコンを増配布し、調書作成事務も含めた書記官
事務のパソコンによる効率化、省力化の検証を行っ
ています。

これらの機器整備と同時に、ソフトウェアの改

良も行いました。

期日進行管理プログラム（民事通常事件版）については、平成九年度に、現場の要望等を取り入れた改訂版を開発、配布しましたが、その後の民事モデル実験部等におけるカスタマイズ例や各種機能に対する各庁からの要望を集約し、平成一年三月には更に利用しやすく、現場の要望する様々な機能を盛り込んだ同プログラムの三訂版を各部署に配布しました。

期日進行管理プログラム（刑事通常事件版）については、平成八年に配布したプログラムを大幅に改修し、現場のニーズに応える改訂版を平成一年二月に配布したところです。

家事事件関係については、名古屋家裁と福岡家裁において、書記官室にノート型パソコン一台を増配布し、書記官室用パソコン、裁判官用パソコン及び家裁調査官用パソコンを簡易LANで結び、各職種間の情報共有の有用性を検証するとともに、パソコン利用による進行管理の有用性を検証するための実験を開始しており、少年事件関係についても、仙台家裁及び札幌家裁において、書記官室にノート型パソコンを一台増配布し、既存の少年事件処理システムのLAN環境を利用して、家事事件関係と同様の実験を開始しております。

簡裁については、東京簡裁、立川簡裁及び市川簡裁において、それぞれ書記官室にノート型パソコン

コンを設置し、簡易LAN環境でパソコン利用による期日進行管理の有用性の検証を行っていましたが、その結果を踏まえて、研究係を始めとする約五〇庁にパソコンを整備して簡易LANを構築するとともに、期日進行管理プログラム（簡裁・民事訴訟事件用）を配布しました。

また、これらのパソコンLANのほかに、平成一〇年度末には、高地裁の訟廷事務室にJ・NET端末を、家裁の訟廷事務室に訟廷パソコンを整備しました。

加えて、約六〇庁の支部庶務課にも支部共用のJ・NET端末を整備しました。これにより、裁判部においても、J・NETによる通信インフラが整備されることとなり、裁判部全体のネットワーク化が進展することとなります。

OAシステムの活用状況については、民事モデル部を中心として、期日進行管理プログラム等の活用により、書記官事務及び事務官事務の効率化が図られており、書記官のコートマネージメントの支援策、延滞法廷事務の一部を書記官が取り込むに当たつての事務の省力化の方策、裁判官と書記官の協働態勢の形成の支援策として、有効に機能しています。実際、民事モデル部の書記官の実感として、「書記官事務の効率化にとってOA機器の利用は不可欠である。」「もはやパソコンがなければ仕事にならない状態になりつつある。」「

「パソコン及び期日進行管理プログラムは、事件管理のため、なくてはならないものとなっている。」といった報告がされています。

本年一月に、「モデル実験部におけるOA機器の活用参考事例等について」を配布しましたので、それを参照していただきたいと思いますが、その要点は次のとおりです。

まず、①書記官のコートマネージメントに関しては、プログラムを利用して訴状の送達のない事件や準備書面等の提出のない事件を検索し、例えば、提出期限の三日前に督促を行うなど期日間準備が励行されるようになったことや、事件番号、期日、当事者名からの検索により、当事者からの進行状況の照会に効率的に回答ができるようになったことが報告されています。判例マスターについても、裁判官及び書記官が、随時、ネットワーク上で自分のパソコンから利用できる設定を行い、書記官も積極的に判例の調査を行うようになっていきます。

また、②裁判官と書記官の協働態勢の形成という観点からは、裁判官と書記官が、それぞれの接した訴訟進行上の情報を、各自のパソコンからプログラムの事件ごとのメモ欄に随時入力することにより、裁判官パソコンと書記官室パソコンのネットワークを通じてリアルタイムで訴訟進行上の情報を共有する工夫が報告されています。この報告

によれば、裁判官からは、事件のストーリー、争点、進行の方針の考え方、争点整理の状況、和解の状況、次回の予定や見通し等が入力され、書記官からは、送達に関する状況や、電話連絡等の方法で収集した事件の進行や和解の希望に関する情報が入力されているほか、訴状審査、準備書面や証拠の検討の結果に基づき、書記官の事件の内容や進行に関する意見も入力されています。このように入力された訴訟進行上の情報は、一日の全事件について一覧表の形式で印刷され、弁論開始前の裁判官と書記官のミーティングの際の資料として利用されており、裁判官と書記官が当日の全事件の進行予定等について完全に共通の認識を持って訴訟に臨む態勢が執られています。このような裁判官から書記官へのアプローチと書記官から裁判官へのアプローチがあいまって協働態勢が形成されるようになっていきます。

さらに、③事務の省力化の例としては、プログラムを利用して、出頭カードや開廷表の作成、送達のための封筒のあて名書き、係別の終局事由別既済件数、係別新受件数の集計を行うことにより省力化を図ることが指摘されています。加えて、プログラムが期日簿や担当簿の機能を果たすことから、自庁通達を改正して、担当簿や期日簿等の任意帳簿の作成を省略したり、これらの帳簿をプログラムから出力される帳票に代えることにより、

手書きでの帳簿作成を省略している例も多数報告されています。

3 OA研修の現状と今後の課題

原企画調査部長 OA研修の現状と今後の課題についてお聞かせください。

永野第一課長 世の中の情報処理機器の急速な普及やネットワーク化の動きを踏まえて、ここ数年、裁判所におけるOA化も著しく進展しています。

平成一〇年度に高地裁の書記官室にノート型パソコンを増配布し、裁判官パソコンとの簡易LANを導入しました。これらの機器の利用の定着を図ることが今後の展開にとって極めて重要であることから、OA研修の必要性は以前にも増して高まっているものと考えております。

このような観点から、平成一〇年度には、書記官研修所において、情報処理に関する基礎的知識を付与し、機器の基礎的操作方法及び各庁に配布されたプログラム等の操作方法を習得させることを目的とした情報処理研修を三回実施し、それぞれ少額訴訟法廷用パソコン、期日進行管理プログラム（刑事通常事件版）及び期日進行管理プログラム（民事通常事件版）の各庁における指導者養成を主眼としたものとなりました。

また、養成部研修においても、パソコンについての基礎的知識の全般的なかさ上げを図るほか、

期日進行管理プログラム（民事通常事件版及び刑事通常事件版）の操作研修を実施しました。平成一一年度からは、書記官基礎研修においても、課外講習として、同プログラムの操作講習を実施しています。

加えて、研修効果を高める環境を整備する意味から、平成一〇年度末に、書記官研修所のOA教室の研修生用パソコンを更新するとともに、台数を二四台から三六台に増設しました。

もともと、書記官研修所におけるOA研修への参加には限りがあることから、これを補い、橋渡しとなる形での高裁ブロック研修や高裁に整備した研修用パソコンや既配布の機器を利用した各庁におけるOJTや自庁研修がますます重要になってくると思われます。このような観点から、中央研修所においては、自庁研修で指導者として活躍し得る者の養成を主眼とした研修の実施に力点を置いているところであり、平成一一年度においては、従前の五日間の期間を一〇日間に延長して、期日進行管理プログラムやJ・NET端末を各庁において円滑に利用する上で必要となる知識や技能を習得するための科目とともに、この研修の参加者が職場でパソコン等の操作方法について指導する上で必要な指導技法に関する科目を設けて、より実践的で充実した内容で実施する予定です。

八 書記官事務に関する最近の動向等について

1 倒産法制の見直し

原企画調査部長 倒産法制の見直しに関する最近の動向についてお聞かせください。

増田参事官 昨年以降の状況を簡単に説明したいと思います。

昨年七月から法制審議会倒産法部会での審議が再開されましたが、九月に入り、新聞報道等で御承知のとおり、いわゆる中小企業を主たる対象とした新再建型手続についての法整備が早まることとなったために、現在、法案の年内の国会への提出を目指して、急ピッチで作業が進められているところですが、そこで、法制審議会では、本年一月まで、破産手続、新再建型手続、個人債務者更生手続、国際倒産に関する規定の整備等、倒産法制全般に関する審議が行われましたが、三月以降は新再建型手続に焦点を絞った形で審議が進められています。本年四月に示された法務省の要綱案によれば、新再建型手続は債務調整手続という仮称が付けられています。この債務調整手続は、従来から実効性に問題があるとの指摘を受けていた和議手続に代わるものとして位置付けられています。また、会社更生手続や会社整理手続的な要素も盛り込まれた内容となっています。



(増田参事官)

今回の要綱試案で示されている特色としては、

①和議の開始原因が破産原因と同一であった点を改め、破産原因が生じる前の時点での手続開始を可能なものとしていること、②計画案の提出時期を弾力化していること、③債権者の権利行使を包括的に禁止する保全処分を用意するなど、再建のための措置を強化していること、④手続開始後も債務者の管理処分権を原則として維持しつつ、必要に応じ調査監督等のための期間（調査委員、監督委員、管財人等―いずれも仮称）を選任するものとしていること、⑤監督委員等による債務者の計画の履行の監督や、調整（再建）計画に執行力を認めるなど、債務者の計画の履行を確保する手段を強化していること等が挙げられますが、いずれも和議法において、問題とされていたあるいは不足していた点について、法的な整備を加えようとするものです。また、この要綱案によると、法律に定める事項のほか必要な事項は、最高裁判所規則で定めることが予定されていますが、債務調

整手続の整備は緊急を要するとの認識の下で立法作業が進められているため、法制審議会での審議と並行して最高裁判所規則の在り方についても、実質的な議論を行うこととし、本年四月二十八日に第一回民事規則制定諮問委員会幹事会が開催されたところですが、

法制審議会あるいは規則制定諮問委員会幹事会では、書記官事務に関わる事項として、管財業務の監督に関する事務や事実の調査事務など事件の進行管理事務の書記官権限化や、債権調査の結果の債権者表への記載といった従前裁判所の権限とされていた事項の書記官権限化等についても議論が行われていますが、いずれにしても、新たに法制化される債務調整手続においても書記官の役割というものは、従前にも増して期待されていると言えらると思います。

倒産事件は、書記官が主体的かつ積極的に事件処理に関与し、コートマネージメントの先駆者的役割を果たしてきた分野でありますので、このような実務実績や民事訴訟法をはじめとするこれまでの法改正における書記官権限の拡大の流れを踏まえて、最高裁としてもできる限り書記官の意見が反映されるよう努めていきたいと考えています。

2 執行・破産事件の増加に伴う書記官事務の対応状況

原企画調査部長 執行、破産事件増加に対処す

が、会社更生手続や会社整理手続的な要素も盛り込まれた内容となっております。

るための対策についてお聞かせください。

増田参事官 御承知のとおり、バブル崩壊による経済不況により、平成三年以降、大都市部の裁判所を中心に民事執行事件の増加傾向が続いており、不動産執行事件について見ますと、新受事件数は、平成二年には約四万一〇〇〇件であったものが、平成一〇年には約七万九〇〇〇件と一・九倍になり、未済事件数は、平成二年には約五万九〇〇〇件であったものが、平成一〇年には約一二万九〇〇〇件と二・二倍に上っております。各庁の努力の努力によって、既済事件も着実に増加しているところですが、平成一〇年度は、新受事件が既済事件を上回り、未済事件が増加する結果となっております。済みませんでした。

今後、金融機関による不良債権処理の動向いかによっては、更に新受事件数の増加が予想されることとあります。

ところで、現在の経済不況を打開するためには、不良債権の実質処理と不動産取引の再活性化を図ることが重要な課題とされ、各界から、様々な制度改革の提言を含め、不動産執行事件の更なる迅速、円滑化等が要請されているところであり、平成一〇年一〇月には、議員立法により不良債権処理を迅速に行うため、民事執行法が一部改正されるなど、国民の執行事件処理に対する注目と期待は、ますます大きく、かつ厳しくなっています。

律に定める事項のほかに、債権調規則で定めることが予定されていますが、債権調

原企画調査部長 執行、破産事件増加に対処す

一方、破産事件について見てみますと、景気の

低迷に伴って平成八年度から事件の急増が見られたところですが、平成一〇年度は、件数にして約一・二万一〇〇〇件であり、平成八年度に比べ新受件数が一・八倍と引き続き増加し、未済も六万七〇〇〇件と急激に増加している状況です。自然人の自己破産の増加に加え、平成九年度ころから大規模な企業倒産事件が増加しつつある上、倒産法制の改正作業の進行とあいまって、倒産法制の在り方が景気対策に関わる課題であるという見方がされてきていることから、近時、執行事件に劣らず社会的関心が高く、急激に増加した破産事件の処理が滞れば、裁判所全体の姿勢が問われることにもなりかねません。

こうした事態に適切に対処するため、不動産執行事件に関しては、事務分配の見直し、執行官及び評価人候補者の増員等による事務処理態勢の強化、事務処理方法の改善、競売の特殊性を考慮した市場のニーズに合った最低売却価額の決定やインターネットの利用など広告媒体の拡大等による売却率の向上等の事務処理の在り方の見直しを重視し、これを行っているところです。

破産事件についても、事務処理態勢及び事務処理手続の整備、充実を図り、手続を分かりやすく説明したリーフレットの配布やパソコン・ファクシミリの配布等OA化による事務の効率化を推進

してきているところです。

執行、破産事件のいずれについても、職員配置の見直しはもとより、事件が急増した庁に対する必要な人的手当てとして、本年度も昨年度に引き続き、東京地裁など大都市及び周辺部の裁判所を中心として、執行、破産部門の処理態勢の充実強化を図るため、書記官等の大幅な人員の手当てを行いました。

また、こうした人的手当てに加え、民事執行事件については、外部への委託が可能な業務を外部委託し、執行事件の処理態勢を充実強化する方策も執っているところです。

以上のように、事務処理態勢等の整備、充実、OA化による事務の効率化とともに、人的手当てによる執務態勢の充実を図ることにより、滞留している未済事件の処理に全力を挙げているところですが、今後の事件の動向について十分な注意を払うとともに、執行事件及び破産事件が更に急増するような事態になれば、必要に応じて的確な対応策を検討していきたいと考えています。

3 成年後見制度及び少年法改正をめぐる最近の動向

原企画調査部長 成年後見制度及び少年法改正をめぐる最近の動向についてお聞かせください。

増田参事官 成年後見制度について述べさせていただきますと、現在、我が国の社会の高齢化は

急速に進んでおり、高齢社会にふさわしい社会システムを作ることは、我が国の緊急の課題であり、痴呆性高齢者の増加にどう対応していくかは切実な問題となっています。また、知的障害者、精神障害者等の権利擁護についても、地方自治体等による各種取組がなされており、障害者福祉の充実の必要性が指摘されているところです。

このような高齢社会への対応と障害者福祉の充実についての社会的要請の高まりを背景として、成年後見制度に関する法律の改正作業が行われているところです。平成十一年二月一六日の法制審議会総会では、成年後見制度の改正を柱とする「民法等の一部を改正する法律要綱」を決定し、同日法務大臣に答申され、答申に基づく法律案が三月一五日国会に上程されて、現在審議されているところです。改正法は平成十二年四月一日から施行が予定されています。

最高裁では、改正法の施行に伴い必要となる家事審判規則及び特別家事審判規則の改正作業を進めているところであり、ここでは、本人の精神の状況についての判定方法、本人の陳述聴取、審判の告知、新しい後見登記制度に関する嘱託手続等について規定を置くこととなりますが、本人の自己決定を尊重しつつ、使いやすい制度を目指すという今回の法改正の方向に沿ったものとなるような検討が進められているところです。

新たな成年後見制度における書記官事務については、例えば、従前、事件本人の精神状況によって二類型であったものが、補助類型という新たな類型が創設されたことにより、三つのいずれの類型で申立てを促すべきかといった受付時における適切な振り分けを行ったり、任意後見制度の創設に伴って、登記された任意後見契約等の有無の調査をすることなどが考えられるところです。これらは、いずれも事前準備、進行管理事務として書記官が果たさなければならぬものと考えられます。また、現在の後見監督に加え、補佐類型及び補助類型並びに任意後見類型においても監督事務が実施されることとなります。家庭裁判所がこれらの監督事務を適正迅速に行うためには、書記官における進行管理事務が重要となります。すなわち、これらの監督事務が事件本人の身上監護に関するものだけでなく、財産管理に関するものもあることから書記官が積極的に関与する場合があります。となると考えられるところであり、裁判官との協働はもとより、家裁調査官との連携を積極的に図って、進行管理事務を適切に行うことが求められるところです。

次に少年法改正について述べさせていただきます。

法制審議会第一二五回会議が平成十一年一月二一日に開催され、少年法部会長から、同部会での

審議経過及び結果について報告された後、「少年審判における事実認定手続の一層の適正化を図るための少年法の整備等に関する要綱骨子」が採択され、同日、法務大臣に答申がされ、その後、法務省が具体的な立法作業に入り、三月一〇日、「少年法等の一部を改正する法律案」が国会に提出されました。

今回の改正の要点は、少年法の一部改正については、少年審判における事実認定手続の一層の適正化を図るため、①検察官及び弁護士たる付添人が関与した審理の導入、②観護措置期間の延長、③検察官に対する事実認定及び法令の適用に関する抗告権の付与、④保護処分終了後における救済手続の整備等の措置を講じるものです。また、裁判所法の一部改正については、家裁で取り扱う少年審判及び家事審判並びにその他の裁判に裁定合議制度を導入することが挙げられます。

ところで、少年事件は、刑事事件における起訴状一本主義とは異なり、予断排除の原則がないことから、審判期日の前後を問わず書記官が情報の収集管理を行い、それを的確に裁判官や家裁調査官に伝達して情報の共有を図ることを前提として、書記官による思い切った進行管理事務が行える土壌があります。このことは今回の改正において、検察官関与の手続が導入されることになった場合でも変わることではありません。むしろ、書記官

による積極的な進行管理事務がより重要になって

に沿って研究が行われ、参事官室提言の具体

ら一二月に、各高等裁判所で家裁首席・次席書

な検討が進められているところでは、

一日に開催され、少年法部会長から、同部会での

でもおられることと、

による積極的な進行管理事務がより重要になってくると考えられます。例えば、少年保護事件に検察官が関与することとなると、事件関係者は、家裁調査官、検察官及び付添人となり、更に合議事件ということになれば、裁判官が二名加わることになり、また、観護措置期間が延長されたいえ、一週間の時間的な制限があります。

このような状況下で、適正迅速な審判手続を行うためには、記録の管理事務一つとっても、全体的な審理手続を見据えた上でのより計画的かつ効率的に処理することが書記官に求められることになります。

今後は、少年法等の改正が国会の場で審議されることになり、最高裁としても、法改正に伴う少年審判規則等の改正及び改正法の円滑な運用に向けての準備作業を進めていくことになりま

4 刑事、家事及び少年事件の各書記官事務の状況等

原企画調査部長 刑事、家事及び少年事件の各書記官事務に関する最近の状況等についてお聞かせください。

増田参事官 刑事、家事、少年事件の各書記官事務については、さきに述べたとおり、刑事研究部や家裁研究係などを中心に、これからの書記官事務の在り方を少し長い目で研究していくという

趣旨に沿って研究が行われ、参事官室提言の具体化に向けた検討が更に進められているところでは、これらの研究部等での取組状況や成果については、昨年度に引き続き、各種の協議会や研究会等を通じて還元していくことを検討していますので、各庁、各部における取組に反映させるなどしてもらいたいと考えています。

刑事事件については、本年一〇月から平成二一年一月に、各高等裁判所で刑事審理充実事務研究会の開催を予定しています。そこでは、刑事研究部における研究結果等も踏まえて、刑事事件における審理充実事務の在り方についての協議をお願いしています。同研究会は、今回が初めての試みですが、刑事事件における審理充実事務への取組への動機付けにつながるものにと考えています。

また、書記官研修所においては、昨年、「刑事否認事件における書記官事務の研究」が行われ、材料として、これからの刑事部における審理充実に向けた刑事書記官事務の在り方に関する一つの考案方が示されています。刑事部の書記官が、今後、この研究を参考に、刑事事件における審理充実事務に積極的に取り組んでいくことが期待されます。

家事事件及び少年事件については、本年一二月

から一二月に、各高等裁判所で家裁首席・次席書記官協議会の開催を予定しています。そこでは、家裁研究係の取組を手掛かりとして、家裁における審理充実事務の取組を実践し、定着させるために、首席・次席書記官が果たす役割等について協議をお願いすることで、今後、家裁における審理充実事務を全国的な広がりをもった取組に発展させていきたいと考えています。

九 書記官事務の改善等について

1 裁判関係文書のA判横書き化の検討状況
原企画調査部長 平成一三年一月一日実施を目前として裁判関係文書のA判横書き化の検討を行っていることと伺っておりますが、その進捗状況についてお聞かせください。

増田参事官 裁判関係文書については、平成一三年一月一日からの実施を目指して、原則として、日本工業規格A四判の用紙を使用し、書式を横書き(左とじ)とすることとし(以下「A判横書き化」という)、そのための準備を進めているところでは、

これは、社会全体でA判横書きが標準規格化していることから、裁判文書についてもA判横書きとすることで、文書の作成と管理の両面で効率化を図ろうとするものです。

これまで、東京及び大阪の高裁、地裁及び家裁

において、最高裁の関係局で作成したA判横書きの事件記録のサンプルや書式をたたき台にしてA判横書きした調書等の様式の検討や移行期における記録の編成方法などの問題点の検討などを行っていた。貴重な意見が報告されています。事務総局においては、それらの意見等を踏まえて、通達の改正等を検討しているところです。今年の秋口ころには、通達の改正案等について、各庁から御意見をお伺いした上で、通達等の改正を行い、現場に無理のない形での合理的な移行等を行っていきたくと考えています。

なお、A判横書き化への移行に伴う具体的な準備作業については、東京及び大阪の高裁、地裁及び家裁における検討結果等も踏まえて検討しているところですが、各庁での事務処理に配慮し、効率的な方法が採れるよう考えるところにも、通常の事務処理態勢の中で処理することができるよう準備期間を取っていきたくと考えています。

2 民事事件、行政事件及び家事事件に関する文書の契印の取扱い

原企画調査部長 本年四月一日から民事事件、行政事件及び家事事件に関する文書の契印の取扱いについて見直しを図りましたが、その趣旨等についてお聞かせください。

増田参事官 裁判文書の契印については、かねてから裁判所の内外から廃止を求める要望があっ

たところですが、裁判の適正を損なうことなく裁判事務の簡素化及び合理化を図るとともに、裁判所を利用する国民の負担軽減を図るとの観点から、平成十一年二月三日付け最高裁総三第五号総務局長、民事局長、行政局長、家庭局長通知「民事事件、行政事件及び家事事件に関する文書の契印の取扱いについて」を發出し、四月一日から実施しているところです。

見直しの内容としては、民事事件、行政事件及び家事事件において、裁判所職員が作成する文書のうち、専ら裁判所において保管する文書は、契印を要しないこととし、他方、裁判書の正本、謄本などのように、裁判所の外部に發出する文書は、これまでどおり契印又は契印に準ずる措置を執ることとしました。さらに、当事者が作成する文書についても、契印を要しないこととしました。

また、この見直しに伴って、昭和六三年三月一八日付け最高裁総三第一二号事務総長通達「契印に準ずる措置に関する事務の取扱いについて」のほか、契印に関する定めを行っている通達については、所要の改正を行いました。書記官の皆さん方には、今回の契印に関する取扱いの見直しの趣旨等を十分御理解の上、日常の執務に当たってください。

3 裁判用能率器具等の配布状況及び配布予定

原企画調査部長 裁判用能率器具等の配布状況

及び今後の予定をお聞かせください。

増田参事官 裁判事務能率器具等の配布については、各庁からの要望、裁判事務の処理態勢等も考慮し、緊急性、効率性の高い備品等に重点を置いて、必要と考えられる備品等を順次整備しているところです。

まず、録音反訳方式を利用する法廷については、マイク四本、マイクミキサ、二トラック録音機二台という機器構成のセットを整備しています。この二トラック録音機は、ダブルデッキタイプでリレー録音機能、プリアンプリメモリ機能（A面からB面に変わる際、一定時間両面で同時に録音する機能）を備えているため、長時間途切れることなく連続して録音することができます。また、このほかに、対質尋問を行う場合や通訳人を付した場合に用いるためのマイクを、録音反訳方式を利用する部又は支部に一本の割合で整備しています。

こうした法廷用の機材のほか、録音反訳方式利用庁の出張尋問用の機器として、携帯用の小型の二トラック録音機を、民事部あるいは刑事部の数箇部に一台の割合で整備しています。なお、出張尋問であっても、録音反訳方式を利用する場合は、反訳用とバックアップ用に二台の録音機を同時に用いる必要がありますが、バックアップ用の録音機については、後にお話しする書記官用録音再生

増田参事官 裁判文書の書式統一から、
てから裁判所の内外から廃止を求める要望があつ

原企画調査部長 裁判用能率器具等の配布状況

機については、後にお話しする書記官用録音再生

機（モノラル）も利用してもらっています。

録音機材としては、録音反訳用のものほかに、
法廷用録音機セット、法廷用録音機及び書記官用
録音再生機を、平成九年度に引き続き、各庁に配
布しました。

法廷用録音機セットは、事件の複雑困難化等に
伴う証人尋問等の供述内容の複雑化とともに、新
民事訴訟規則第六八条に規定する調書の記載に代
わる録音テープ等への記録化等にも対応するため
のものとして、法廷における供述等を明りように
録音することを目的としたもので、マイク四本、
マイクミキサ、二トラック録音機一台という機
器構成になっています。平成九年度までは、本庁
及び合議事件取扱支部の合議法廷を中心に整備し
てきましたが、平成一〇年度は、これまでの利用
状況等を踏まえ、原則として、すべての高裁及び
地裁の合議及び単独法廷（既にマイク、ミキサ
等を通して録音できる設備がある法廷を除く。）
に整備するとともに、大都市部の簡裁の法廷にも
一部整備しました。簡裁については、今後の利用
状況等を踏まえて、整備を検討していきたいと考
えています。

法廷用録音機は、法廷用録音機セットと同じ機
種の二トラック録音機一台に小型の卓上マイクを
組み合わせたものです。高裁及び地裁の通常の法
廷には法廷用録音機セットを原則的に整備するこ

とになったことから、法廷用録音機は、簡裁及び
家裁の法廷に整備し、さらに、事案に応じて人証
の取調べを行うことが可能となったラウンドテー
ブル法廷にも整備しました。

書記官用録音再生機は、高裁及び地裁は立会書
書記官二人に一台の割合で、簡裁は立会書記官五人
に一台の割合で整備しています。この機種は、こ
れまで配布しているものと同様、音程を変えずに
自然な音で遅聞きや速聞きができるデジタル音程
調整機能を有していますので、録音反訳方式を利
用している庁（部）においては、校正用としても
大いに活用していただきたいと思います。

このほか、平成一〇年度には、検証用ビデオカ
メラ及び法廷用ビデオセット（ビデオデッキとテ
レモニター）を高裁本庁及び地裁本庁に配布し
ました。ビデオテープは、証拠として提出される
場合のほか、新民事訴訟規則第六八条及び六九条
により、調書に利用される場合が増えることが予
想されることから、既配布の機器の多くを更新す
るとともに、一部の庁に追加して配布したもので
す。

事務の効率化を図るための能率機器等の配布に
ついては、今後も可能な限り積極的に取り組んで
いきたいと考えていますが、皆様にも必要な事務
改善や工夫を進めていただくとともに、消耗品に
ついては、破損の程度が少ないものは再利用する

など、節約にも努めていただくことをお願いした
いと思います。

また、現在、裁判文書のA判横書き化の検討を
進めていることは、先ほど申し上げたとおりです
が、一部の機器及び消耗品については、A判化に
伴って規格を見直すことが予想されるため、新規
配布を見合わせざるを得ない場合もありますので、
御理解をお願いします。

4 執務資料等の刊行予定及び計画

原企画調査部長 書記官事務に関係する執務資
料等の刊行予定及び計画をお聞かせください。

増田参事官 平成一〇年度は、供述録取事務に
関する参考資料として、昨年の座談会で紹介した
「録音反訳参考資料」を一〇月に、「医療関係事
件専門用語等参考資料」を本年三月にそれぞれ刊
行しました。

前者は、録音反訳方式に関する通達の解説を中
心として、各庁で作成されている実施要領や実務
上の工夫を盛り込んだマニュアル等、参考となる
資料を取りまとめたものですので、先ほど申し上げ
たとおり、録音反訳方式の円滑な運用に大いに
役立てていただきたいと思います。

後者は、特に耳慣れない用語や外国語が使用さ
れることが多い医療に関する事件の専門用語等約
一万六〇〇〇語を収録したもので、巻末には人体
解剖図を掲載してあります。この資料は、速記部

同窓会作成の「裁判所速記官のための医療用語集」をベースに編集したのですが、速記官だけでなく書記官にとっても有用なものになると考えますので、供述録取事務の参考にさせていただきたいと思えます。

複雑困難な事件の増加に伴い、証拠調べにおいて専門用語が多用され、供述録取事務に苦勞する場面は、医療関係事件以外にも少なくないものと思われれますので、専門用語等に関する資料の整備については、今後も充実させていきたいと考えております。証券・商品取引用語（訟廷執務資料第六三号）、医療関係事件用語に続き整備するものとして、現在、建築・土木関係事件で使用された用語例を収集した参考資料を候補として検討しているところですが、整備する用語の種類や資料の内容に関する要望、あるいは、今回配布した「医療関係事件専門用語等参考資料」についての感想等がありましたら、是非お寄せいただきたいと考えております。

一〇 セクシユアル・ハラスメントをめぐる
問題点について

原企画調査部長 裁判所におけるセクシユアル・ハラスメント対策についてお聞かせください。
山名給与課長 セクシユアル・ハラスメントについては、性的な言動により職員がその勤務条件



(座談会風景)

につき不利益を受けることや勤務環境が害されることを防止し、職員の十分な公務能率と公務の円滑な運営の確保の観点から、人事院規則一〇一〇（セクシユアル・ハラスメントの防止等）及び同運用通知が発出され、裁判所においても、本年四月一日の施行に伴い、セクシユアル・ハラスメ

ント対策として、以下の防止に関する意識啓発等の防止対策及び相談窓口の設置等を行いました。

- ① 裁判所部内規程の制定
- ② 最高裁判所及び各高等裁判所に相談窓口の設置
- ③ 職員へのお知らせ（職員の留意すべき事項に関する指針等）文書の配布
- ④ 防止用教材ビデオの配布
- ⑤ 防止用パンフレットの配布
- ⑥ 相談窓口のお知らせ文書の配布

以上のうち、①については全職員に回覧等、③、⑤及び⑥については全職員に配布の措置を指示しており、⑤及び⑥の中で②の相談窓口の周知をしています。④の防止用教材ビデオについては、地家共用で一セットを送付しており、各裁判所において職員が見る機会を作るよう指導しています。

なお、セクシユアル・ハラスメント防止については、働きやすい職場環境の維持・運営のために不可欠であり、各種研修や管理職員による指導等によって、職員の意識啓発を図っていかなくてはならないと考えており、また、苦情相談の数やその内容等によって、今後の対策について検討を行っていききたいと考えています。

原企画調査部長 これをもちましてお聞きしたことが終了しましたので、進行役を下ろさせていただきます。どうもありがとうございました。

については、性的な言動により職員がその勤務条件

四月一日の施行に伴い

セクシニアル・ノミシ

い

青野総務部長 以上をもちまして、座談会を終了させていただきます。閉会に当たり、櫻井会長からごあいさつを申し上げます。

櫻井会長 課長、参事官の方々には、本日はお忙しい中を長時間にわたって、多くのテーマについて、大変有意義なお話をお聞かせいただき、ありがとうございます。

この結果は、早速、全国の会員に伝えるとともに、全国書協の今後の活動の上でも参考とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。



おしろいばな
白粉花

平成11年度録音反訳方式利用庁

庁名	民事部	刑事部	支部
東京地方裁判所	第1部, 第2部, 第3部, 第4部, 第5部 第6部, 第7部, 第8部, 第10部, 第11部 第12部, 第13部, 第14部, 第15部, 第16部 第17部, 第18部, 第19部, 第23部, 第24部 第25部, 第26部, 第27部, 第28部, 第29部 第30部, 第31部, 第32部, 第33部, 第34部 第35部, 第36部, 第37部, 第38部, 第39部 第40部, 第41部, 第42部, 第43部, 第44部 第45部, 第46部, 第47部, 第48部, 第49部 第50部,	令状部を除く15 箇部	八王子 (民事第1部)
横浜地方裁判所	第1部, 第2部, 第4部, 第5部, 第6部 第7部, 第8部, 第9部	第1部, 第2部 第3部	相模原, 横須賀
浦和地方裁判所	第1部, 第2部		熊谷, 越谷
千葉地方裁判所	第1部		佐倉, 松戸, 木更津, 八日市場
水戸地方裁判所	第1部, 第2部		土浦, 龍ヶ崎, 麻生, 下妻
宇都宮地方裁判所	第1部, 第2部		大田原, 栃木, 足利
前橋地方裁判所			太田, 高崎
静岡地方裁判所			下田, 浜松
甲府地方裁判所			都留
長野地方裁判所	民事部		上田, 佐久, 松本, 諏訪, 飯田, 伊那
新潟地方裁判所		刑事部	佐渡, 長岡, 高田
大阪地方裁判所	第2部, 第3部, 第5部, 第7部, 第8部 第9部, 第11部, 第12部, 第13部, 第15部 第16部, 第17部, 第18部, 第19部, 第20部 第21部, 第22部, 第23部, 第24部, 第25部	第2部, 第4部 第5部, 第6部 第7部, 第8部 第11部, 第12部 第13部, 第14部 第15部	堺 (民事第1部), 岸 和田
京都地方裁判所	第2部, 第4部		舞鶴, 宮津, 福知山
神戸地方裁判所	第1部, 第4部, 第5部		伊丹, 柏原, 尼崎 (民事第1部, 第2部), 姫路 (民事部), 豊岡
奈良地方裁判所	民事部		葛城, 五條
大津地方裁判所	民事部		彦根
和歌山地方裁判所	民事部		田辺, 新宮
名古屋地方裁判所	第4部, 第5部, 第6部, 第7部, 第8部	第3部	半田, 一宮, 豊橋
津地方裁判所			熊野, 四日市
岐阜地方裁判所	第1部, 第2部		多治見, 大垣, 高山

平成11年度録音反訳方式利用庁

庁名	民事部	刑事部	支部
福井地方裁判所	民事部	刑事部	武生, 敦賀
金沢地方裁判所	民事部	刑事部	七尾, 輪島
富山地方裁判所	民事部		
広島地方裁判所	第2部	第2部	
山口地方裁判所	民事部		岩国
岡山地方裁判所	第1部, 第2部		倉敷, 津山
鳥取地方裁判所	民事部		米子
松江地方裁判所			浜田, 益田
福岡高等裁判所			那覇
福岡地方裁判所	第1部, 第2部, 第3部, 第5部, 第6部	第1部	飯塚, 田川, 行橋
佐賀地方裁判所			唐津
長崎地方裁判所			島原, 福江, 厳原, 佐世保
大分地方裁判所	第1部, 第2部		中津, 日田
熊本地方裁判所	第2部, 第3部		人吉, 天草
鹿児島地方裁判所	第1部, 第2部		鹿屋, 名瀬
宮崎地方裁判所			延岡, 都城
那覇地方裁判所	第1部, 第2部	刑事部	名護, 沖縄, 平良, 石垣
仙台地方裁判所	第1部, 第2部, 第3部	第1部	古川, 石巻, 気仙沼
福島地方裁判所			郡山, いわき
山形地方裁判所			鶴岡, 酒田
盛岡地方裁判所			一関
秋田地方裁判所			大館
青森地方裁判所			八戸
札幌地方裁判所	第1部, 第2部, 第3部, 第5部	第3部	浦河, 室蘭, 岩見沢, 小樽
函館地方裁判所	民事部		
旭川地方裁判所	民事部		稚内, 紋別
釧路地方裁判所			根室, 帯広, 北見, 網走
高松高等裁判所	第2部, 第4部		
高松地方裁判所	民事部	刑事部	丸亀
徳島地方裁判所	民事部		
高知地方裁判所		刑事部	中村
松山地方裁判所	第2部		宇和島

東

横

浦

千

才

三

官

書

E

十

三

: